

(パブリック・コメント実施結果の公表)
浜松市都市計画マスタープラン(案)へのご意見
ありがとうございました

浜松市都市計画マスタープラン(案)に対する
市民からの提出意見とその意見に対する市の考え方

平成21年12月から平成22年1月にかけて実施しました浜松市都市計画マスタープラン(案)に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行なった結果、市民の皆様から281件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

また、お寄せいただきましたご意見を考慮して、「浜松市都市計画マスタープラン」を策定し、平成22年5月からの実施を予定しています。今後とも、浜松市都市計画に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この内容は、市ホームページ(<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)にも掲載しております。

平成22年4月

浜松市都市計画部都市計画課

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

TEL 053-457-2371

FAX 053-457-2164

Eメールアドレス

toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

募集結果

【実施時期】	平成21年12月14日から平成22年1月18日		
【意見提出者数】	102人		
【提出方法】	持参(22) 封書(3) 電子メール(11) FAX(16) 市民説明会・区協議会(50)		
【意見数内訳】	281件 (提案 196件、要望 47件、質問 38件)		
【案に対する反映度】	案の修正	26件	今後の参考 7件
	盛り込み済	43件	その他 205件

目次

序章 (意見数 9件)	3ページ
第1章 現状と課題	
1. 全国的な社会情勢 (意見数 0件)	
2. 浜松市の現状 (意見数 5件)	4ページ
3. 都市計画に求められる課題 (意見数 1件)	7ページ
第2章 全体構想	
1. 都市計画の基本理念 (意見数 4件)	7ページ
2. 将来都市像 (意見数 5件)	8ページ
3. 将来都市構造	
3-1. 将来都市構造の基本的枠組み (意見数 3件)	9ページ
3-2. 将来都市構造の構成 (意見数 37件)	11ページ
4. 分野別の方針	
4-1. 土地利用 (意見数 14件)	18ページ
4-2. 交通 (意見数 32件)	21ページ
4-3. みどり (意見数 5件)	27ページ
4-4. 景観 (意見数 3件)	29ページ
4-5. 防災 (意見数 7件)	30ページ
4-6. その他都市施設 (意見数 2件)	31ページ
5. テーマ別の方針	
5-1. テーマの視点 (意見数 0件)	
5-2. 都心の育成 (意見数 23件)	32ページ
5-3. 公共交通と連携した土地利用 (意見数 5件)	37ページ

5 - 4 . 郊外地における居住と工業のあり方 (意見数 2 件)	39 ページ
第3章 区別構想	
1 . 中 区 (意見数 2 件)	39 ページ
2 . 東 区 (意見数 9 件)	40 ページ
3 . 西 区 (意見数 9 件)	42 ページ
4 . 南 区 (意見数 9 件)	44 ページ
5 . 北 区 (意見数 21 件)	47 ページ
6 . 浜北区 (意見数 1 件)	52 ページ
7 . 天竜区 (意見数 3 件)	53 ページ
第4章 計画の実現に向けて	
1 . 実現への取り組み (意見数 4 件)	54 ページ
2 . 進行管理 (意見数 6 件)	55 ページ
参考資料	
1 . 用語解説 (意見数 0 件)	
計画全体 (意見数 42 件)	56 ページ
その他 (意見数 18 件)	64 ページ

序 章（意見数 9件）

提案 1	「序章 はじめに」について、この時期に政令市・浜松が都市計画マスタープランをまとめる意義・必要性を強調することが重要と考えるため、文章中「このような変化に対応し～」と「総合的・一体的なまちづくり」の間に、「また、少子高齢化の進展、来るべき人口減少や地球温暖化に対応して」を追加すべき。
提案 2	今後の社会は、人口減少社会であり、高齢化社会であり、それは高コスト社会になるという、これからの厳しい現実を明確にすべきではないか？

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、この時期に、本計画を策定する意義、必要性を強調するために、「序章 はじめに」の記述を次のように修正します。

《修正内容》

（修正前）

このような変化に対応し、総合的・一体的なまちづくりを進めていくため、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、浜松市都市計画マスタープランを策定しました。

（修正後）

このような変化に対応し、また、少子高齢化の進展、来るべき人口減少や地球温暖化に対応して総合的・一体的なまちづくりを進めていくため、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、浜松市都市計画マスタープランを策定しました。

提案 3	それぞれの分野で、それぞれのテーマを持ち、計画としては大変すばらしいと思います。これをどのようにして実行に移していくか、目標年次は2030年となっていますが、内容によっては2020年とかのものもあってよいのではないのでしょうか？あまり長すぎると難しいような気がします。
質問 1	現代の激しい社会情勢の中で、20年後の都市計画を考えることは、果たして意味のあることなのか。

【市の考え方】その他

都市計画は、その目的の実現に時間を要するものであることから、長期的な見通しをもって定める必要があるため、計画案の目標年次を概ね20年後としています。

質問 2	平成42年の将来人口を77万人と推計しているが、本当に確実性があるのか？
提案 4	2030年の人口見通しを77万人としていますが、これでは負け組になります。これからの都市間競争は「人口獲得競争」です。「人口獲得競争」の見地

	からの施策に焼き直す必要があります。
質問 3	2030年には人口が減る見通しになっている。その根拠は何か。100万都市になると期待を持っていた。
質問 4	将来人口を77万人としているが、77万人でいいのか？100万人都市を目指すのではないのか？

【市の考え方】その他

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所が、平成17年度の国勢調査結果を基に平成20年12月に推計した数値を採用しています。この推計値には、客観性があるものと考えています。

本計画では、人口を増やすこと自体を目的としていませんが、都市の活力と持続の向上のため、交流人口の拡大に繋がるまちづくりを目指していきます。

提案 5	計画の役割と位置づけの4番目の文章 市民の理解・具体の都市計画の合意形成の円滑化 において、「の」が4回も連続使用されているので訂正が必要。
---------	--

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、「序章 計画の役割と位置づけ」の記述を次のように修正します。

《修正内容》

(修正前)

市民の理解・具体の都市計画の合意形成の円滑化

(修正後)

市民の理解・個別都市計画の合意形成の円滑化

第1章 2. 浜松市の現状 (意見数 5件)

提案 6	人口推計表に就業人口のラインを入れると良い。そうすれば、現実的な部分がわかりやすくなる。そしてそこに対する説明文をいれるとわかり易い。
---------	---

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、「第1章2-2.(1)人口の【人口推移と将来予測】」の図に、生産年齢人口(15~64歳人口)比率を追加するとともに、その説明文を追記いたします。

《修正内容》

(修正前)

このまま推移すると、平成22年をピークに人口減少に転じると予測されています。

(修正後)

このまま推移すると、平成 22 年をピークに人口減少に転じると予測されています。さらに、生産年齢人口（15～64 歳人口）も減少傾向にあります。

<p>提案 7</p>	<p>第 1 章 2-3.産業(1)及び第 3 章 5-2.の「三ヶ日みかん」の記述について、確かに「三ヶ日みかん」は有名だが、浜松市の農業は、「三方原ばれいしょ」「細江のネーブル」等有名なものもあるので、商品名の宣伝ではなく、例えば、「三ヶ日のみかん」「三方原のばれいしょ」等の記述に変えてもらえるとありがたいと思います。</p>
-----------------	--

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、「第 1 章 2-3.(1)農林水産業」及び「第 3 章 5-2. 農水産業が盛んです。」の記述を次のように修正します。

《修正内容》

「第 1 章 2-3.(1)農林水産業」

（修正前）

本市は、全国ブランドの「三ヶ日みかん」に代表される全国有数の農業都市です。

（修正後）

本市は、みかんやガーベラ、ばれいしょ、たまねぎ、茶などに代表される全国有数の農業が盛んな都市です。

「第 3 章 5-2. 農水産業が盛んです。」

（修正前）

北区の第 1 次産業就業者割合は 7 区の中で最も高く、全国ブランドの三ヶ日みかんに代表される農業や浜名湖における水産業が盛んです。

（修正後）

北区の第 1 次産業就業者割合は 7 区の中で最も高く、みかんやばれいしょに代表される農業や浜名湖における水産業が盛んです。

<p>提案 8</p>	<p>第 1 章 2-4.土地利用の文章について、市街化区域は人為的に変更するものであるため、「市街化区域（9,789ha）は、人口増加や産業経済の発展を背景とした宅地開発の進展により拡大が進み、」を「市街化区域（9,789ha）は、人口増加や産業経済の発展を背景とした宅地開発への要請から順次拡大され、」と修正すべき。</p> <p>また、市街化調整区域における都市的土地利用はあくまで例外であると考えられるため、「都市的土地利用が展開された地域も多く分布しています。」の下線部を「が一部に」に修正すべき。</p>
-----------------	--

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、「第 1 章 2-4.土地利用」の記述を次のように修正します。

《修正内容》

(修正前)

このうち、市街化区域(9,789ha)は、人口増加や産業経済の発展を背景とした宅地開発の進展により拡大が進み、住宅地を中心に JR 浜松駅周辺などの商業地や館山寺、弁天島などの観光地、都田テクノ地区などの工業地といった都市的土地利用が展開されています。

【中略】

また、住宅地や工業地などの都市的土地利用が展開された地域も多く分布しています。

(修正後)

このうち、市街化区域(9,789ha)は、人口増加や産業経済の発展を背景とした宅地開発への要請から順次拡大され、住宅地を中心に JR 浜松駅周辺などの商業地や館山寺、弁天島などの観光地、都田テクノ地区などの工業地といった都市的土地利用が展開されています。

【中略】

また、住宅地や工業地などの都市的土地利用が展開された地域が一部に分布しています。

提案 9	「本市の自動車分担率は約7割/H19年で年々増加傾向にあり、バス、自転車、徒歩は減少傾向にあります。」「本市の公共交通は JR 東海道新幹線、……と、バス交通で構成されています。」となっていますが、タクシーを一般とくるの小型版(出来れば低炭素車とする)とし公共交通手段として構築するサービスを考えると、斬新的な施策となると考えます。
---------	--

【市の考え方】その他

本計画は、都市計画に関する基本的方針となるものです。ご提案のタクシーなどの公共交通に関する施策は、「浜松市総合交通計画」に基づき進めてまいります。

提案 10	「第1章2-7.景観」から「第1章2-11.都市計画における市民参加」の記述は、それが都市計画上のどのような課題につながるのかが不明確なので充実を望む。
----------	--

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、「第1章2-7.景観、2-10.環境」の記述を次のように修正します。

《修正内容》

「第1章2-7.景観」

(修正前)

～また、旧街道の松並木などの歴史・風土に培われた景観やみかん畑や茶畑、水田などの農地景観も本市の特徴となっています。

(修正後)

～また、旧街道の松並木などの歴史・風土に培われた景観やみかん畑や茶畑、水田など

の農地景観も本市の特徴となっています。

なお、市内には、地域景観の基調に馴染まず、突出した印象を与える規模や外観の建築物などが見られます。また、天竜美林、棚田や段々茶畑などの特徴的で魅力的な農林業の景観が荒廃したり、まとまりのある緑地が失われているところもあります。

「第1章 2-10.環境」

(修正前)

本市の年間二酸化炭素排出量は、京都議定書の基準年度である1990年度以降、全国平均を上回るペースで増加しています。特に、商業施設や事務所、住宅、自動車のエネルギー消費量の増加による影響が著しい傾向にあります。

(修正後)

本市の平成17年度の温室効果ガス排出量は6,348千トンで、京都議定書の基準年度である平成2年度と比べ10.7%増加しています。この状況は、全国平均を上回るペースです。また、新たな対策をしないで、今のままの生活や事業活動を行った場合、二酸化炭素排出量が平成26年度には24.3%増えると予想されます。

第1章 3.都市計画に求められる課題(意見数 1件)

提案 11	課題「人口及び都市機能の拡散抑制」は、郊外の人口は増やさないと読めるが、学校の統廃合とか地域コミュニティが崩れるということで、支持されない表現だと思う。
----------	--

【市の考え方】その他

今後、人口減少や少子高齢化が予測されていますので、「人口及び都市機能の拡散抑制」は、非常に重要な課題と認識しております。そのため、都市経営の観点から、「人口及び都市機能の拡散抑制」については、地域コミュニティに配慮し推進してまいります。

第2章 1.都市計画の基本理念(意見数 4件)

提案 12	都市計画の基本理念「自然環境と共生した持続可能な都市の実現」を、『「環境創造都市」をめざします!』としていただきたいと思います。これなら、全国に向けて発信でき、関連企業もやる気が沸いてきます。
----------	--

【市の考え方】その他

計画案では、『「環境創造都市」をめざします!』という表現より、市民に分かりやすいという観点で、「自然環境と共生した持続可能な都市の実現」としています。

提案 13	都市計画の基本理念「自然環境と共生した持続可能な都市の実現」の文章中に、「深刻化する地球環境問題の克服に貢献するため…持続可能な都市をめざす」とありますが、この深刻な問題に対しても何一つ目標値も政策も示されていません。浜松市の地球温暖化対策地域推進計画では、「2050年までに温室効果ガスの排出量を2005年比で半減させる」としており短期目標も示しています。浜松市が削減をめざしている全体の数値目標と関連分野における数値目標、そして市民にもわかりやすい具体的な施策を示し、官民協働で取り組む情熱の伝わる内容にしていきたいと思えます。
----------	--

【市の考え方】参考意見

ご指摘のとおり、「浜松市地球温暖化対策地域推進計画」では、温室効果ガスの排出量の削減目標を掲げているところです。

計画案では、「浜松市地球温暖化対策地域推進計画」と整合を図り、温室効果ガスの排出量の削減に向けて、本市の将来の都市構造を示したものです。

この目標を達成するための数値目標については、今後、研究してまいります。

質問 5	「持続可能な都市」とは、どういうものか？
---------	----------------------

【市の考え方】その他

計画案が目指す「持続可能な都市」とは、自然環境と共生し、市民の暮らしや都市活力を向上させることで、人々が健康で安全に、かつ快適に生活することが実現できるとしています。

そうすることで、将来に渡って持続可能な都市としています。

提案 14	農業や工業など、全国に誇れるようなすばらしいものについて、これは絶対に伸ばすということを明文化し、それを将来像に結びつけるべき。
----------	--

【市の考え方】盛り込み済

ご指摘されたご意見は、「第2章 1. 都市計画の基本理念 [都市活力の持続と向上]」の説明文の中に、「これまでの本市の発展を支えてきた工業や農業をはじめ、多様な産業がさらに活発に展開される」と示しています。

第2章 2. 将来都市像（意見数 5件）

提案 15	都市計画マスタープランが目指す“将来都市像”を、「～住みたくなるまちNo1を目指し～自然と共生し多彩に輝く市民都市はままつ」とする。 (理由)「みんなが幸せになれるまち・はままつ」ではダメ、みんなは幸せにできない、必ず一番とビリができます。「持続的に発展する…」は目的でなく
----------	--

	手段ではないでしょうか。
--	--------------

【市の考え方】その他

計画案の将来都市像は、「多彩に輝き、持続的に発展する都市」としており、この将来都市像が実現できれば、「みんなが幸せになれるまち・はままつ」となると示しています。

提案 16	将来都市像の説明書きに「各地域が多彩に輝き」という記述があるが、これは合併時からの「クラスター」に基づくものなのか、それとも「ひとつの浜松」に基づくものなのか、その点が分かりにくい。計画も市の南半分を中心としたつくりになっており、全市的な視点で、今後「ひとつの浜松」になっていくための方向性が見えてこない。
質問 6	クラスター型からひとつの浜松に変更しようとしているときに、将来都市像で「多彩に輝き、持続的に発展する都市」という表現を用いるのは大丈夫なのか。
質問 7	将来都市像「多彩に輝き、持続的に発展する都市」と打ち出されているが、現実では、ひとつの浜松とすることが今の施策で行われている。今の施策と将来の施策がばらばらになっている。今やっていることが将来に繋がっていくというプランでないと、今現在ここで生活している者にとって魅力的なものになっていかない。
質問 8	「多彩に輝き」は、クラスター型の都市を連想させる。一市一制度と整合していない。

【市の考え方】その他

計画案の将来都市像「多彩に輝き、持続的に発展する都市」は、各地域が多彩に輝き、これらが有機的に連携することで、「ひとつの浜松」に繋がるものと考えています。

第2章 3. 将来都市構造 3-1. 将来都市構造の基本的枠組み（意見数 3件）

提案 17	第2章3-1. 将来都市構造の基本的枠組みを、「都市活力の向上 市民の暮らしの向上 自然環境との共生」と、現案とは逆順とし、必死の覚悟で経済活力の維持向上に努めなければならない。が出来れば、とも自ずと実行は可能になる。ただしこの逆は有り得ないので、間違ってもやに大きな比重（予算など）を与えてはならない。何故なら、つまり新産業の創出は容易にできるものではなく大変な資金とリスクを伴うため、限られた財源の中で市民の理解を得てそのための資金を確保しなければならないからである。新産業の創出に、都市計画上では土地の利用面からしか寄与できないのかも知れないが、それでも都市活力の向上を に据えた取組みとして
----------	---

	おいていただきたい。
--	------------

【市の考え方】案の修正

将来都市構造の3つの基本的な枠組みの表記の順番は、優先順位を付けていません。

しかし、誤解を招く表現のため、寄せられたご意見により、「第2章3-1.将来都市構造の基本的枠組み」の図を次のように修正します。

《修正内容》

(修正前)

「枠組み1 自然環境と共生するために…」、「枠組み2 市民の暮らしを向上させるために…」
「枠組み3 都市活力を向上させるために…」

(修正後)

「自然環境と共生するために…」、「市民の暮らしを向上させるために…」、「都市活力を向上させるために…」

提案 18	第2章3-1. 枠組み1：自然環境について、山林・田が荒れている状態が自然であるとの誤認識もあるので、「自然環境」の統一的な考え方を明らかにすべき。
----------	--

【市の考え方】盛り込み済

ご指摘の通り、「第2章3-1.将来都市構造の基本的枠組み」で表現している自然環境の中には、荒れた山林や耕作放棄地等が含まれています。こうした実態を踏まえ、この基本的枠組みの中では、これらの自然環境を適切に保全・活用を図ることとしています。

提案 19	<p>第2章「3-1.(2) 地域に応じた生活環境の創出」の文章について、“第2段落～『地域生活拠点』を”以下を次のように修正すべき。</p> <p>「～『地域生活拠点』を位置づけ、それらの拠点に様々な都市機能を誘導することにより、利便性の高い都市生活を創出します。都心と副都心、都心と地域交流拠点は拠点間ネットワーク（基幹的な公共交通）で結ぶとともに、それらに沿ったエリアを『都市軸』として位置づけ、公共交通の利便性を向上させて都市機能の集積を図ります。</p> <p>(理由)</p> <p>本計画の最大のテーマは市街地における拠点の育成である。原案では拠点の性格付けやそのサービスエリアの広がりをどうとらえるかについてあまり明確に書かれていないが、重要な概念規定であり必ずしも直感的に理解できるものではないため、より丁寧な説明が必要であるため。</p>
----------	---

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、「第2章3-1.(2) 地域に応じた生活環境の創出」の記載を次のように修正します。

《修正内容》

(修正前)

「市街地」では、全ての市民生活の中心となる「都心」、都心を補完する「副都心」、地域の中心となる「地域交流拠点」及び市民の日常生活の拠り所となる「地域生活拠点」を配置し、これらの拠点を中心に利便性の高い都市生活を創出します。また、都心と副都心、都心と地域交流拠点を結ぶ拠点間ネットワーク沿いを「都市軸」として位置づけ、公共交通の利便性を活かした土地利用を展開します。

(修正後)

「市街地」では、全ての市民生活の中心となる「都心」、都心を補完する「副都心」、地域の中心となる「地域交流拠点」及び市民の日常生活の拠り所となる「地域生活拠点」を位置づけ、それらの拠点到様々な都市機能を誘導することにより、利便性の高い都市生活を創出します。また、都心と副都心、都心と地域交流拠点を拠点間ネットワーク(基幹的な公共交通)で結ぶとともに、それらに沿ったエリアを「都市軸」として位置づけ、公共交通の利便性を向上させて都市機能の集積を図ります。

第2章 3. 将来都市構造 3-2. 将来都市構造の構成(意見数 37件)

要望 1	この計画は都市計画なので、都市を中心として書かれているが、北区とか天竜区を見落としてはいけない。その地域を含めた都市計画になっていくのか、それとも浜松駅を中心とした都市計画になっていくのか。全部含めてまとめていくといろいろなものについて考え方が違ってくるのではないかな。よって、市が考えていることと地域が考えていることは違ってくる。どこを拠点としていくのか、浜松駅が中心なのか？それとも真ん中の浜松のへそとなる地域が中心になるのか？そしてそのへそから、浜松駅とか浜北とか北区とかへ発信していくとも考えられる。このような都市計画もこれから考えていかなければならないのではないかな。なんでも浜松駅を中心に都市計画マスタープランを考えると、周辺の核としたところはどうなるか。観光にしても北区、天竜区、浜北区、西区で考え方の違いが出てくる。浜松市全域が計画に含まれていることは必要であるけれども、ぼやけてしまう点もある。市は説明するとき、浜松駅中心とした考えをしているので咬み合わないところがあると感じる。
---------	---

【市の考え方】その他

計画案は、市全域を対象とし複数の拠点を公共交通で連携させる拠点ネットワーク型都市構造を目指すものとしています。

また、本市の中心については、公共交通ネットワーク図で示しているとおり、複数の拠点を公共交通で連携するため、JR 浜松駅周辺が適切であると考えます。

提案 20	環境保全優先地域を西鹿島から天竜川河口部まで延長すべきであると考えます。いつまでも河川敷が市民のゴミ捨て場であってはなりません。
----------	--

【市の考え方】その他

環境保全優先地域は、新たな宅地開発を抑制し、豊かな自然環境を保全する地域と位置づけています。

天竜川沿いの河川敷については、水辺の帯として位置づけ、自然環境を保全するものとしています。

提案 21	旧舞阪町は、歴史的に副都心とすべき場所。現舞阪自治センターを利用し、ここを浜松市役所舞阪庁舎舞阪区役所という名称にする。舞阪町の拠点はJR弁天島駅で半径1.5kmほどの区間の副都心化が必要である。
----------	--

【市の考え方】その他

都心に次ぐ高い拠点性を有する副都心は、多様な都市機能の集積を図り、都心を補完する役割があります。

また、副都心は、「浜松市総合計画」において、浜北駅周辺を位置づけております。

要望 2	南区に、地域交流拠点を入れてほしい。
要望 3	浜松市の西の玄関口として弁天島駅周辺と港周辺を「地域交流拠点」として位置づけて考えるべきでしょう。弁天島駅から舘山寺や細江方面への縦(南北)の交流ラインを確立する必要があると思います。

【市の考え方】その他

地域交流拠点は、「一定の都市生活が満たされる都市機能を地域特性に応じて集積し、地域の中心となる拠点」としてしています。

この拠点は、公共交通のネットワーク状況、人口集積度、地理的条件を十分に考慮したうえで、位置づけています。

質問 9	地域の中心となる地域交流拠点を気賀地区に置いているが、その地域とは北区の事なのか？
---------	---

【市の考え方】その他

地域交流拠点は、「一定の都市生活が満たされる都市機能を地域特性に応じて集積し、地域の中心となる拠点」としており、北区の中心としていません。

提案 22	旧浜松市内の拠点が少ないのではないかと。例えば富塚地区、入野・佐鳴台地区、小豆餅・萩丘地区、西ヶ崎駅もしくは積志駅、笠井地区、芳川地区を
----------	--

	地域生活拠点にしてはどうか？
提案 23	東区、南区では区役所周辺を地域生活拠点にしているようですが、現状で該当地区にはほとんど集積がありません。市街地の拡散防止やコンパクトシティの推進という基本方針に矛盾している。
提案 24	地域生活拠点において、JR 舞阪駅を基準はおかしく、JR 弁天島駅を基準にするのが正しい。
提案 25	舞阪地区の地域生活拠点は、舞阪駅周辺ではなく、旧役場周辺ではないか。舞阪には港も有る。
提案 26	地域生活拠点到舞阪地区を入れるべきである 理由 1. 旧舞阪町住民は自治センター・文化センターを中心に成人式・敬老会・文化芸能祭をはじめ、各種催しを実施してきた。まさに市民の日常生活の拠り所となる拠点ではないのか。 2. 合併前の旧市町村は、舞阪以外は拠点になっている。1万2000人の舞阪をあえて拠点から外したことが理解できない。 3. JR 舞阪駅周辺は、舞阪地区に隣接する地区である。(馬郡地区)
提案 27	旧雄踏町の中心部については旧市町村の中心街でありながら、全く拠点とされていない状態である。旧雄踏町の中心部については生活圈密着ゾーンとして位置づけるのが適当ではありませんか。
質問 10	浜松北地域(旧浜松市)の小・中学校生徒数は、旧3町(三ヶ日、引佐、細江)合わせた人数と同数である。今後20年先の都市構想を考えた時、次世代を担う年齢層が浜松北地域に圧倒的に多い。その地域に拠点が明記されていないのは何故か？
提案 28	三方原台地は、浜松市中心に近く人口増加が見込まれ、地域生活機能集積ゾーンの条件をそなえている。また、若い世代が住みやすく、防災・地震にも強いので区としての機能の集積をして、いずれは区役所も移転するという構想を考えても良いのではないか。
提案 29	全体構想の中で、住宅系用途を主とし新たな市街地拡大は行わないことを原則とすると明記してある。そうすると、それ以外のところはこれから非常に難しくなる。この計画は、今後非常に重視されるので地域の声をしっかり聞いていただきたい。また都市機能を集積するために、人口を集積する、誘導すると書いてあるので三方原地区についてはそれなりのものが必要だと思う。
質問 11	地域交流拠点を気賀地区、地域生活拠点を井伊谷、三ヶ日地区としていて、一番人口の多い三方原、新都田について、ほとんど描かれていない。三方原

	台地の地域については、どうなっているのか？
提案 30	三方原、都田、新都田の記載が少なく、気賀、引佐、三ヶ日が中心になっている点を、修正して欲しい。
提案 31	三方原地区について書かれているのは2箇所だけである。あまりに少ないのではないか？
提案 32	合併した細江・引佐・三ヶ日に重点が置かれ、旧浜松市の三方原、都田、新都田地域の人達は将来が無いと思われる。

【市の考え方】その他

地域生活拠点とは、「身近な生活サービスなどの機能を地域に応じて集積し、市民の日常生活の拠り所となる拠点」としています。

この拠点は、「浜松市総合計画」の拠点の位置づけ、公共交通のネットワーク状況、人口集積度、地理的条件を十分に考慮したうえで、位置づけています。

質問 12	舞阪駅周辺を地域生活拠点に設定することについて、舞阪地区の住民に具体的に意見は聞いたか？
----------	--

【市の考え方】その他

計画案を検討するに当たり、区ごとのワークショップや説明会を開催し、市民の意見集約を図りました。

要望 4	舘山寺や弁天島周辺は、明確に観光交流拠点と位置づけられていますが、北区の浜名湖周辺は宿泊客は多いのに「観光資源活用の帯」となっています。区域が広いので「拠点」という名称は難しいかも知れませんが、行政の支援が「拠点」より低くならないようにお願いします。
質問 13	将来都市構造図で、観光交流拠点が3つあるが、何故、三ヶ日地区には無いのか？観光交流拠点はどういう現状をみて、定義付けをされているのか？
提案 33	三ヶ日地区には年間約30万人の観光客があり、入湯税も取っているので三ヶ日を観光交流拠点にしても良いのではないかと。
提案 34	猪鼻湖周辺を観光交流拠点にして欲しい。
提案 35	舘山寺などのまとまっているところは拠点だが、まとまっていないところは緩やかにこれからまとめていく考え方なのかもしれないが、地域開発ということになると市民の見方が変わってくる。実際に市民の考えになると、三ヶ日の開発、引佐の開発を考えて、それぞれ、観光を持っているので拠点とするのか、あるいは準拠点するのか。そのようなこともこれからは考えていく必要がある。ただ、言葉の基準だけで線を引くと、緩やかにゆっくり開発

	を許可するというのは、ここでは言えるかもしれないが、地域に帰ればそのようなことを言っても観光をしっかりやっている地域には理解できないのでは。北区には歴史文化が多いということと、観光資源も館山寺などがすぐ近くにあるなど、浜名湖をお互いに資源開発して行って、観光に持っていくというこれからの開発行為も出てくると思う。特に三ヶ日など。
提案 36	観光拠点について（館山寺、舞阪弁天島）拠点のイメージだけで、具体策に乏しい。

【市の考え方】その他

計画案の観光交流拠点とは、都市計画手法を活用し、観光関連施設を一定の区域内に面的に集約しようとするものですので、原則的には、市街地や都市施設において配置するものです。

また、観光資源活用の帯は、一定の区域に集約させるものではなく、点在する観光資源を活用・連携させることとしています。

観光の推進のための具体策については、「浜松市観光ビジョン」に基づき、関係部局が推進しています。

質問 14	将来都市構造図で観光について表示されているが、浜名湖観光圏はどう反映されているか？
----------	---

【市の考え方】盛り込み済

浜名湖観光圏とは、浜名湖を中心に都市機能が集積する浜松市と、湖西市・新居町の2市1町からなる環浜名湖地域のことをいい、緊密に連携し観光圏を形成するものです。

計画案では、この観光圏との整合も図りながら、観光交流拠点や観光資源活用の帯を位置づけています。

提案 37	都市軸について、東及び南に軸が伸びても良いのではないか。
提案 38	浜松駅より南への都市軸（基幹路線）がない。南への都市軸は、絶対必要です。駅より南方面、特に南区は発展が遅れています。道路整備率も他地域と比較し、最も低いというデータが出ています。都市軸が南にないことで、益々格差が大きくなります。都市軸を遠州灘まで是非伸ばして頂きたい。
提案 39	都市軸について、遠州鉄道沿いは二俣、姫街道沿いは気賀の両地域交流拠点まで伸ばし、雄踏街道も舞阪駅まで伸ばしたほうが良いのではないかと思います。また、この都市軸については重点的に公共交通の強化を行うと同時にLRTなどの軌道系交通機関についての検討をして頂きたいと思います。
要望 5	南区に、都市軸を入れてほしい。

【市の考え方】その他

都市軸は、公共交通の利便性を活かした土地利用を誘導する道路沿道や鉄道沿線を位置づけています。

こうした理由から、バス・鉄道の基幹路線、拠点の配置状況、人口集積を図るべき地域の状況を十分に考慮したうえで位置づけています。

提案 40	引佐地区にも多くの観光施設があるので、観光資源活用の帯を引佐地区にも伸ばして欲しい。
----------	--

【市の考え方】案の修正

観光資源活用の帯は、点在する観光資源を活用・連携させるものとして、位置づけています。

寄せられたご意見により、引佐地区の観光施設の立地状況を勘案し、「第2章3-1.(3)【都市活力の向上に向けて将来都市構造に反映する要素】」、「第2章3-2.将来都市構造の構成【将来都市構造図】」及び「第3章5-4.【拠点などの配置方針図】」(観光資源活用の帯を記載している図すべて)を次のように修正します。

《修正内容》

観光資源活用の帯を、「気賀地区～井伊谷地区」において、追加します。

また、「第2章3-1.(3) 地域に応じた産業の展開」の中の観光資源活用の帯についての記載、「第2章3-2.将来都市構造の構成」のうち「観光資源活用の帯」の説明及び「第3章5-4.(2) 観光資源活用の帯」の記載を次のように修正します。

《修正内容》

「第2章3-1.(3) 地域に応じた産業の展開」

(修正前)

～また、浜名湖周辺及び天竜浜名湖鉄道沿線の一带を、「観光資源活用の帯」として位置づけ、観光レクリエーション系土地利用を適正な位置に展開し、点在する観光資源を活用・連携させます。～

(修正後)

～また、浜名湖周辺及び天竜浜名湖鉄道沿線などの一带を、「観光資源活用の帯」として位置づけ、観光レクリエーション系土地利用を適正な位置に展開し、点在する観光資源を活用・連携させます。～

「第2章3-2.将来都市構造の構成」のうち「観光資源活用の帯」の説明及び「第3章5-4.(2) 観光資源活用の帯」

(修正前)

浜名湖周辺及び天竜浜名湖鉄道沿線の適正な位置に観光レクリエーション系土地利用を展開し、点在する観光資源を活用・連携させます。

(修正後)

浜名湖周辺及び天竜浜名湖鉄道沿線などの適正な位置に観光レクリエーション系土地利用

を展開し、点在する観光資源を活用・連携させます。

提案 4 1	将来都市構造図で、天竜川の右(東側)が描かれていない。もっと大きい範囲で考えて欲しい。150号線の橋も出来、その両側は市街化調整区域であるが、磐田市竜洋地区には工業団地もあるので、そことのコラボレーションを考えればもう少し違うのではないか。
-----------	--

【市の考え方】その他

本計画は、市町村の都市計画に関する基本的な方針として定めることから、計画対象地域は市単位としています。

また、広域的観点を確認するため、周辺市町の現況及び今後の見通しを視野に入れて検討しています。

提案 4 2	公共交通を核として居住地を集約させていく方策が見えません。拡大した居住域を収縮させる具体的方策を示して下さい。
-----------	---

【市の考え方】盛り込み済

「第2章 5-3. 公共交通と連携した土地利用誘導」の中で、今後は、公共交通結節点や都市軸の周辺に人口集積を高め効率的な土地利用を目指すことを示しています。

また、郊外地にある拡大した住宅地を収縮させる方法は、「第2章 5-4. 郊外地における居住のあり方」の中で、開発許可制度による土地利用規制によって、地域コミュニティに配慮した緩やかな居住の集約を図ることとしています。

計画案に示した取り組み内容を着実に進めていくための仕組みについても今後検討してまいります。

質問 1 5	将来都市構造図で4つの構想路線を載せた経緯は？また、優先順位はあるのか？
-----------	--------------------------------------

【市の考え方】その他

将来都市構造図には、具体的な路線が決定していないが、道路建設促進期成同盟会が設置されるなど取り組みが進展している路線や調査研究を進めていく方針が表明された道路を構想路線として位置づけています。

また、優先順位は示していません。

提案 4 3	他のICは産業交流拠点になっているが、三ヶ日ICだけ浜松市の計画としてどう利用していくのが見えない。
-----------	--

【市の考え方】その他

東名高速道路三ヶ日インターチェンジは、浜名湖地域への観光を初めとする玄関口の一つではありますが、産業活力を高める拠点や観光交流を促進する拠点には、該当しないこ

とから、拠点の位置づけをしていません。

要望 6	保全と開発、どちらを優先と言うことではなく、両立していかななくてはならないという点について都市計画マスタープランに分かりやすく書く必要がある。曖昧さが残る。
---------	--

【市の考え方】盛り込み済

「第2章 4-1.土地利用」では、市街地、郊外地、中山間地と大きく区分された土地利用の区分の中で、市街地では土地利用の高度化、郊外地では、良好な緑地・農地の保全を優先し、中山間地においては、森林や水辺地を保全するといった方針を示しています。

第2章 4.分野別の方針 4-1.土地利用（意見数 14件）

提案 4 4	第2章 4-1.(2) 《展開施策》【工業・流通系】について「工業・流通業務系用途を主とした市街地拡大については、土地区画整理事業などの計画的な整備手法を原則とします。」を「工業・流通業務系用途を主とした市街地拡大については、周辺環境への影響や都市経営の効率性を考慮し、まとまった土地利用が可能な地区に限定するとともに、確実な土地需要が見込まれ、土地区画整理事業などの計画的な整備手法が確実な地区を原則とします。」に修正すべき。 (理由) 郊外地における記述との整合のため。
-----------	--

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、郊外地における記述との整合を図るため、「第2章 4-1.(2) 市街地における土地の高度利用と地域特性に応じたきめ細かな土地利用の誘導」の【工業系・流通系】の記載を次のように修正します。

《修正内容》

(修正前)

都市活力の向上に向けて、工業・流通業務系用途を主とした市街地拡大については、土地区画整理事業などの計画的な整備手法を原則とします。

(修正後)

工業・流通業務系用途を主とした市街地拡大については、周辺環境への影響や都市経営の効率性を考慮した適正な位置で、まとまった土地利用が可能な区域において展開します。その際には、土地区画整理事業などの計画的な整備手法を原則とします。

提案 4 5	市街化調整区域では、遊休農地が多く、利用されていない箇所が見える。地主は高齢者で農業ができず、市街化調整区域の放棄地とならないようにするべき。
-----------	---

提案 46	自給率低下の今だからこそ、農業を盛んにできるような政策を早急に行う必要がある。
提案 47	基本方針「市民の豊かな暮らしと都市活力を支える土地利用の展開」において、優良農地をどのように保全するのか、具体的な対策をプランにいれるべき。「保全」にとどまらず、農業の振興の視点から「有効利用」の表現をいれるべき。
提案 48	第2章4-1.(2) 【農地・自然系】において、「優良農地については、今後とも維持・保全する」とあるが、保全する具体的な対策をいれるべき。

【市の考え方】その他

本計画は、都市計画に関する基本的な方針であり、農業施策については、「浜松市農業振興基本計画」に基づき、本市の農業のあるべき姿を示すとともに、体系的な施策の展開を図り、総合的、計画的に推進してまいります。

質問 16	平成21年4月から導入された「市街化調整区域の開発許可制度の見直し及び浜松市市街化調整区域における開発区域等を定める条例の改正」の位置づけはどうか。 各区毎に調整区域の内、どのくらいを占めているか。 再見直し時期等を考えているか。
----------	---

【市の考え方】盛り込み済

ご指摘の条例で位置づけられた市街地縁辺集落は、「第2章5-4. 郊外地における居住のあり方」の後段、「また、一定以上の生活基盤が整備され、市街地との一体的な生活圏を形成している地域」という表現で位置づけております。

また、同条例の大規模既存集落は、将来都市構造図の郊外居住地域や区まちづくり構想図に既存集落維持地区と位置づけています。

なお、各区ごとの面積や見直し時期等については、開発許可制度の運用に関することですので、計画案で示しません。

提案 49	都市計画マスタープランとして市街化区域を市街地縁辺集落にも拡大するかどうか、方針・指針を打ち出して頂きたい。
----------	--

【市の考え方】盛り込み済

市街地縁辺集落は、将来都市構造図の郊外居住地域の一部という位置づけであり、郊外地の開発許可制度の一つですので、市街化区域を拡大するものではありません。

質問 17	土地利用の緩和策として、市街化区域の範囲を広げることにどう考えているか？
----------	--------------------------------------

質問 18	線引きの見直しがあっても良いと思う。現実に住宅地になっている所など、実態に合わせて市街地を少し広げるなどできないのか。
----------	---

【市の考え方】盛り込み済

市街化区域の拡大は、「第2章 4-1.(2) 市街地における土地の高度利用と地域特性に応じたきめ細かな土地利用の誘導」の展開施策に、「都市機能の拡散を抑制し、効率的な土地利用を図るため、今後、住宅系用途を主とした新たな市街地拡大は行わないことを原則とします。」と示しています。

質問 19	土地利用計画図は、現況土地利用と変わらないように思う。20年後の計画図ではないのか。
----------	--

【市の考え方】その他

土地利用計画図は、現在の土地利用を踏まえ、将来のあるべき姿を勘案し整合を図りながら作成しています。

提案 50	土地利用計画図で土地利用転換ゾーンが2箇所示されているが、転換する所はそこだけと誤解を招くのではないか。
----------	--

【市の考え方】その他

土地利用転換計画ゾーンは、現在、土地利用が転換されることが明確である地区を位置づけています。

提案 51	この計画は、現在の住宅密集地域ありきになっていると感じる。将来的な構想として、海拔0mよりもっと高いところを利用すべきでは。
----------	--

【市の考え方】その他

本計画は、都市計画に関する基本的な方針であり、現状の土地利用を勘案して策定しております。

本市の郊外地には多くの住宅地が存在します。この実態を踏まえ、今後、人口減少を迎えることを考慮し新たな住宅市街地を作らない方針を示しています。

提案 52	農業の生産高と農地の面積はどうあるべきか、あるいは、商工業の生産をどのくらいの規模でいくべきかを判断した上での土地利用計画がないと、説得力が弱い。
----------	---

【市の考え方】その他

ご提案の今後の農地や工業地等の規模の目標については、本計画の上位計画である「国土利用計画浜松市計画」で示されます。

なお、土地利用区分ごとの規模の目標については、土地の利用の現況調査に基づき、将来における人口、経済見通し等を前提とし、土地利用の基本方向を達成するために必要な

土地面積を予測し、土地利用の実態や都市経営上の合理性確保等の観点を踏まえて定めるものです。

要望 7	土地利用の権限が市に移らない限りこのような計画の実現はなかなか難しい。これからは、国や県に協議しなくても土地利用変更できるように努力して欲しい。
---------	--

【市の考え方】その他

ご指摘のとおり、計画の実現に当たっては、土地利用の権限委譲が必要であることから、市としても、柔軟な土地利用変更ができるよう努力してまいります。

第2章 4. 分野別の方針 4-2. 交通（意見数 32件）

要望 8	公共交通をたくさん使ってもらえば、バスの本数を増やしたほうがよい。鉄道とバスとの連携もとるべき。
要望 9	鉄道駅を基点とした公共交通については民間企業の協力が不可欠であるが反面助成も必要と考える。

【市の考え方】その他

本計画は、都市計画に関する基本的な方針であり、個別・具体の公共交通の施策は、「浜松市総合交通計画」に基づき、関係部局が推進してまいります。

提案 53	上島駅や西ヶ崎駅などの駅にバス停を置くようにすれば、便利であるし、利用するようになり、電車もバスも両方の利用が増える。いろんな駅にバス停を設ければ良いと思う。
----------	---

【市の考え方】盛り込み済

「第2章 4-2.(2) 交通手段の連携」の展開施策の中で、「公共交通の乗り換えや乗り継ぎをしやすいするため、主に拠点間ネットワーク上の適正な位置にミニバスターミナルを設置します。」と位置づけています。

提案 54	第2章4-2.(2) 《展開施策》に「都心へのアクセス需要が増えた時は、新たな新交通システムにて対応します」とあるが、都市計画マスタープランは、2010 - 2030の長期的なプランなので、現時点で将来を見据えて、新交通システムの必要性を把握すべきではないのか？
提案 55	高齢化社会に向けて・人に優しく・環境に適した・生活しやすいまちづくり対応の公共交通手段を導入する。(新交通システムを考える。) 何時までもバス中心に考えず、中、長期的に見据えて将来に子供、孫の代に希望を持たせる乗り物を導入し、閑散とした市街地の活性化への起爆剤に

	<p>なることを大胆に検討する。浜松駅から～鍛冶町通り～市役所前～住吉バイパス(257号)～テクノ道路～新都田～天浜線フルーツパーク駅まで新交通システム(LRT)を新設する。沿線途中に、フィーダーバスシステム・パークアンドライド・パークアンドサイクル等を設けて魅力ある公共交通にする。昨今の浜松駅前、鍛冶町界隈は大丸出店の頓挫以降一段と寂しく活気がなくなり、同じ政令都市である静岡市とは、かなり見劣りしている。都心の活気を松菱、西武時代とまでは言わないにしても、人が集まる賑わい性を取り戻すには相当ダイナミックな発想で強力な手段を取り入れないと活性化には結びつかないだろうし、寂れるばかりです。</p>
質問 20	<p>第2章4-2.(2) 《展開施策》で「今後、都心へのアクセス需要が増えた時には、新たな公共交通システムにて対応します。」としているが、第2章4-2.(2)との関連で、都市計画マスタープランでは具体的にはやらない!と見做されますが、どうでしょうか!</p>
提案 56	<p>第2章4-2.(2) 《展開施策》「今後、都心へのアクセス需要や公共交通の利用が増えた場合は新たな公共交通システムにて対応します。」とありますが、その表現として「LRTなどの新たな公共交通システムにて対応します。」というようにされてはいかがでしょうか。</p>
提案 57	<p>市内には公共交通といえば遠鉄くらいしかなく競争の原理も働かないような現状であります。そこで地下鉄ではなく、路面を走るLRTを計画してもらえたらと思います。環境にも優しく渋滞にもならず何よりも以前浜松市でも検討、話題にもなっていたと聞いていますので是非検討をお願いできたらと思います。</p>
質問 21	<p>LRTの計画等はないのか。</p>

【市の考え方】その他

LRTを含む新たな公共交通システムは、「第2章4-2.(2) 公共交通ネットワークの構築と利用促進」の展開施策の中で、「今後、都心へのアクセス需要が増えた時には、新たな公共交通システムにて対応します。」と示しています。

LRTは、定時性や快適性など多くの面ですぐれた特徴を有する交通システムですが、導入に向けては、事業採算性、道路空間の制約など、課題も多いと認識しています。

こうしたことから、将来の公共交通ネットワークを支える基幹路線の交通システムとしては、当面、鉄道やバスなどの既存の交通ストックを活用することとしています。

質問 22	<p>第2章4-2.(2) 《展開施策》で「その他の主要鉄道駅などでは、パークアンドライドやサイクルアンドライドの導入などにより交通結節点の機能を充実します。」となっているが、JR浜松駅周辺が何故外されているのか知りたい。</p>
----------	---

【市の考え方】盛り込み済

JR 浜松駅周辺のパークアンドライドやサイクルアンドライドの導入は、「第 2 章 4-2.(2) 交通手段の連携」のご指摘の部分の前段で、「駐車場・駐輪場の適正配置によって、本市の核となる交通結節点として機能強化を図る」と示しております。

質問 2 3	将来人口を77万人とした場合、公共交通について計画案どおりで良いのか？
-----------	-------------------------------------

【市の考え方】その他

今後の人口減少や少子高齢化といった背景を踏まえたうえで、「第 2 章 4-2.(2) 公共交通ネットワークの構築と利用促進」について、示しています。

要望 1 0	遠州鉄道の高架化は、西ヶ崎まで是非続けて頂きたいと思います。
要望 1 1	遠州鉄道上島駅から西ヶ崎駅までの鉄道高架化を住民は強く望んでおります。
提案 5 8	西ヶ崎と国道 152 号の芝本の所以外の遠州鉄道高架化を推進し、高架下を駐車場にすれば、駅の近くに駐車場が出来、そこに置いた後は電車で行くと発想で、パークアンドライドが可能になる。

【市の考え方】その他

現在の遠州鉄道の高架事業は、自動車交通の滞りが発生する区間について実施しています。また、今後は東西交通を担う主要な道路との交差部分において高架事業を行うこととしています。なお、上島駅以北の高架事業といたしましては、西ヶ崎町の浜松環状線との交差部、浜北区豊保の国道 1 5 2 号との交差部で事業を推進していきます。

要望 1 2	第 2 章 4-2.(2) 《展開施策》「緊急車両が進入できないため、救急・消防活動が困難となる地域の道路整備・拡幅」について、重点的に推進して欲しい。
-----------	--

【市の考え方】その他

ご指摘の「道路幅員が狭く緊急車両が進入できないため、救急・消防活動が困難となる地域の道路整備・拡幅を進めます。」については、「狭い道路の拡幅整備事業」等を活用して推進します。

提案 5 9	第 2 章 4-2.(2) 《展開施策》「自転車走行空間と歩行空間をそれぞれ確保するなど、歩行者と自転車の分離を図ります。」とありますが、原則的には車道に自転車走行帯を整備すべきです。また、中心地では歩道上自転車走行可となっているところが多いのですが、自転車が歩行者をかき分けて横断歩道
-----------	---

	を渡る、軽車両用信号に従わないなどルールが守られていません。浜松市では具体的にどのような施策をとるのでしょうか。
要望 13	第2章4-2.(2)に「都心へ向かう主要幹線道路に自転車ネットワークを構築する」とあります。以前より望んでいたことです。一日も早く実現出来るよう最大限の努力をお願いします。

【市の考え方】その他

自転車と歩行者の錯綜を解消するためには、ご提案の自転車走行帯の設置のほか、広幅員の歩道においては、「浜松市道路施設ユニバーサルデザイン指針」に基づき、歩行空間と自転車走行空間を区分する手法が考えられますので、現地の状況に応じて道路改良を進めるとともに、ルール遵守の啓発活動を実施していきます。

質問 24	浜名湖横断道路については経済界から県に要望が出て、それをきっかけに都市マスにそれを盛り込むということは、正式に市の構想となるという理解でよいか。経済界が構想を出して、それが議会や市民がいい構想だねとなればよいか、そのようなプロセスがあったか。
----------	---

【市の考え方】その他

浜名湖横断道路構想は地元経済界によって提唱され、平成20年5月には、浜松商工会議所が県に対して新浜名湖横断橋の建設について要望を行っております。浜名湖横断道路は、三遠南信自動車道や新東名高速道路、浜松三ヶ日・豊橋道路との広域的な道路ネットワークを構築することによって、浜名湖地域への観光を初めとする交流人口の拡大や、産業活動の活性化を促進するとともに、浜松、豊橋の両市を核とした一体的な経済・文化圏の形成に寄与し、広大な面積を有する三遠南信地域をけん引する役割を果たすものと考えております。

また、平成20年2月には、行政と経済界で組織する浜松三ヶ日・豊橋道路建設促進期成同盟会が設置されるなど、地域間の連携による取り組みが進展していることから、浜松三ヶ日・豊橋道路の整備に関する動向も踏まえながら、浜名湖横断道路の効果について、さらに調査研究を進めていくよう県に対して働きかけを行っていくことを本市が表明していることから、構想路線として位置づけています。

提案 60	浜松市は、浜名湖と天竜川で交通量が絞られている事が前提であり、これを打破しなければ、更なる飛躍は難しいと考えます。道路ネットワーク方針図の構想路線の早期実現に向け進めて頂きたいと願うものです。この場合、放-4から三ヶ日に向けて観光浜松に相応しい道筋になると考えます。
----------	---

【市の考え方】その他

浜名湖横断道路については、調査・研究を進めている段階のもので、道路としての路線が確定したものでないことから、道路ネットワーク方針図では、構想路線という位置づけ

に留めています。

提案 6 1	道路ネットワークの構築について、新東名高速道路、三遠南信自動車道の整備に続いて、「浜松三ヶ日・豊橋道路」についても国の調査費もつき、調査事業に着手されているように聞いています。将来大きな交通利便性の向上が期待できます。是非この件も記載をお願いします。
-----------	---

【市の考え方】その他

浜松三ヶ日・豊橋道路については、調査を行っている段階のもので、道路としての路線が確定したものでないことから、道路ネットワーク方針図では、構想路線という位置づけに留めています。

提案 6 2	聖隷三方原病院、クリストファー高・大学等を中心としたゾーンを含め、パーク&ライド等の拠点を設けるべきではないか。
-----------	--

【市の考え方】盛り込み済

ご指摘の聖隷三方原病院周辺は、「第2章 4-2. (4)公共交通ネットワーク方針」の中の【公共交通ネットワーク方針図】において、パーク&ライド等が可能なミニバスターミナルを位置づけています。

提案 6 3	天竜川駅～上島駅～高塚駅を結ぶ環状方向の公共交通ネットワーク（構想路線）は、都市計画道路の下石田細江線、笠井街道、熊小松天竜川停車場線から天竜川駅へ結ぶ路線とすれば、スムーズなものとなるのではないか。
-----------	--

【市の考え方】その他

本計画は、都市計画に関する基本的な方針を示すものであり、具体的なバス路線については、「浜松市総合交通計画」に基づき進めてまいります。

提案 6 4	浜松のバス交通は浜松駅中心型である。環状線や内環状など、広域的な循環の構想が出るのかと期待していた。
-----------	--

【市の考え方】盛り込み済

「第2章 4-2. (4)公共交通ネットワーク方針」の【公共交通ネットワーク方針図】では、高塚駅～上島駅～天竜川駅間の環状路線をバス等の公共交通（構想）として位置づけています。

しかし、その他の環状路線については、需要が見込めないなどの理由から、バス等の公共交通（構想）の位置づけをしていません。

要望 1 4	現三方原 PA の南に隣接している北部清掃場施設が平成 22 年度にて廃止されるに伴いその跡地利用対策として、スマートインター（ETC レーン設置）化を是非とも推進して欲しい。浜松インターと西インターのど真ん中に位置
-----------	--

	し、このスマート化は浜松市民にとって計り知れない利用価値が潜在し、都市の活性化、経済効果もバツグンと言えます。
--	---

【市の考え方】その他

東名高速道路のスマートインターチェンジ構想については、関連計画である「浜松市総合交通計画」において、地域振興や産業振興に対応し、スマートインターチェンジ設置が可能であるか検討を行うこととしています。検討段階でありますので、計画案での位置づけはしていません。

提案 65	三方原台地の開発についてですが、航空写真を見るとよくわかるのですが、道路に接して防風林がある道の防風林の向こう側に畑&宅地に接して道路があります。(例)環状線 - 県道 65 号線。ここを全部道路として整備するぐらいのこともしてもいいと思うのですが？
提案 66	与進北小東側に原島町 中郡町間の道路が計画されていますが、それよりも、イオン市野店東沿いの道を西部運転免許センターまで拡幅整備したほうが有益と思いますが？
提案 67	市道、県道、国道、それに農道、林道と担当部が異り住民の生活を無視した行政が行われている。例えば通学道の下水にフタがない歩道もないというのに少し離れた田んぼの中に利用もしない歩道のついた立派な道路ができています。
要望 15	積志中から医大に向かう路線で、馬込川にかかる橋が狭いため、バスや大型車はお互いに手前で待ってからではないとすれ違いが出来ません。これは、早急に広い橋にして頂かないと、緊急時に相当混雑するのではないかと思います。
要望 16	(都)上島柏原線が一部開通しているが、舘山寺街道までで止まっている。せめて自衛隊基地の外周道路まで繋げないと渋滞が解消しない。
要望 17	景観において、現在、三遠南信道、新東名などの早期実現が言われており、この環境アクセスというものを早急に明確にこの計画に反映できたらよい。

【市の考え方】その他

本計画は、都市計画に関する基本的な方針を示すものであり、個別・具体的の道路整備計画については、関係部局において検討してまいります。

提案 68	都市計画道路北島住吉線は、いつ工事に取り掛かるのか。日々渋滞する箇所が増えているように思える中、遅々として進まない都市計画道路の方向性をはっきりしてもらいたい。とにかく都市計画決定されてから 30 年以上もほっておいたのでは、あまりにも無責任すぎるのではないかと。とにかく、つくる意味があるのかどうか、はっきり答えてもらいたい。
----------	--

【市の考え方】案の修正

「第2章 4-2. (3)道路ネットワーク方針図」において、本市の道路ネットワークを示しております。これらの主要幹線道路の整備を推進すると共に、その他の都市計画道路については、幹線道路としての位置づけのもと、計画的整備を進めつつ、見直しの検討を進めてまいります。寄せられたご意見により、「第2章 4-2. (2) 《展開施策》」を次のように修正いたします。

《修正内容》

(修正前)

三遠南信地域や首都圏などへの広域的な移動を支える高規格幹線道路や、市内の各拠点へのアクセス性の向上を図る環状道路、放射道路及び幹線道路などの整備を推進します。

(修正後)

三遠南信地域や首都圏などへの広域的な移動を支える高規格幹線道路や、市内の各拠点へのアクセス性の向上を図る環状道路、放射道路などの主要幹線道路の整備を推進します。

主要幹線道路以外の都市計画道路については、幹線道路として、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するために計画的整備を進めつつ、将来の社会情勢を見据えた効率的なまちづくりのために、都市計画道路の幅員変更や廃止などを含めた都市計画道路の見直しの検討を進めます。

提案 69	政令市となった浜松市にとって山間部の対応はこれから重要になっていくと思います。もっと人が山間部で暮らせるような政策をするべきだと思います。例えば、飛行船を使って集落間の交通の手段とするのはどうでしょうか？
----------	--

【市の考え方】その他

本市では、「浜松市中山間地域振興計画」に基づき、中山間地域の振興を図ってまいります。また、交通については、「浜松市総合交通計画」に基づき中山間地の交通の確保を図ってまいります。ただし、飛行船を使った集落間の交通については、現実的ではないと考えています。

第2章 4. 分野別の方針 4-3. みどり (意見数 5件)

提案 70	みどりという言葉の使用箇所が適切どころと、不適切どころがあるのではないか。
----------	---------------------------------------

【市の考え方】その他

計画案では、漢字ではなく、平仮名の「みどり」を使い、森林から身近な里山、河川や湖の水辺、公園や道路の街路樹、住宅地の庭や生垣、そして農地など、幅広い概念として示しております。

要望 18	地震等の災害時の備えとして、公園のような広場は大変重要なものと考え、各所に公園を増やしていくことが大事だと思います。用地の確保が難しいことも考えられますが、お金を惜しまず、整備してほしいと思います。
----------	---

【市の考え方】その他

ご指摘のとおり、公園のような広場は災害時の大変重要なオープンスペースと考え、「第2章 4-3.(2) 身近な公園の配置・整備」及び「第2章 4-5.(2) 避難地及び防災拠点の確保」においてその考え方を示しております。また、関連計画である「浜松市緑の基本計画」では、都市公園等の供用面積を、市民一人当たり 10 m²を確保することを目指しています。今後も計画的な公園整備に努めてまいります。

質問 25	上石田地区、大瀬地区の公園予定地において、土地の取得ができるのかがはっきりしておらず、ただ計画があるだけで何もされていないのではないのか。その地区につくる意味があるのか。
----------	---

【市の考え方】その他

ご指摘の2つの新しい公園計画につきましては、関連計画である「浜松市緑の基本計画」においても、その位置づけをしているものであり、個別・具体の事業整備計画につきましては、「浜松市緑の基本計画」に基づき、検討してまいります。この地区に公園を計画する理由は、東区は公園が少なく、当地区周辺には、核となる公園が整備されていないため、レクリエーションや防災上の機能をもつ拠点となる公園が必要であるためです。

要望 19	第2章 4-3.(2) 《展開施策》三方原の防風林、東海道や姫街道の松並木を地域の歴史と一体となったみどりとして保全」について、重点的に推進して欲しい。
----------	--

【市の考え方】その他

浜松市は、各地域に独自の自然や歴史、文化を有しており、それらを活かした個性ある地域づくりの推進が重要と考えております。三方原の防風林、東海道や姫街道の松並木などは、浜松独自のみどりとして、今後も積極的に保全していくと共に、まちづくりにも活かしてまいります。

提案 71	<p>中山間地に生態系全体の復元のために里山林がつながった緑の回廊を作る。</p> <p>そのため「市民緑地」「市民の森」の手法を援用した「里山林オーナー」制度を作り、市民の協力を得られる場をつくる。</p> <p>里山林ではオーナーに「ブナ科落葉樹園」「カバノキ科園」等を自由に作ってもらおう。下層には花木、山野草、山菜などができればオーナーの意欲もわく。</p>
----------	---

	森林体験会などの次のステップの受け皿としても活動できる場の提供が必要です。
--	---------------------------------------

【市の考え方】その他

中山間地での生物多様性の保全については、「第2章 3-1.(1) 中山間地の保全・活用」において示しております。個別・具体の事業については、関係部局において推進してまいります。

第2章 4.分野別の方針 4-4.景観（意見数 3件）

要望 20	第2章 4-4.(2) 《展開施策》「屋外看板・広告物などの掲出する場合には、地域景観と調和させるとともに、自然景観やまち並み景観の保全・統一などを図る区域では、掲出を抑制する」について、重点的に推進して欲しい。
----------	--

【市の考え方】その他

「浜松市屋外広告物条例」に基づき必要な規制を行うとともに、屋外広告物業者や広告物主等への啓発を行ってまいります。

提案 72	第2章 4-4.(2) 「はままつの顔となる魅力的な都心景観の形成」とあるが、浜松には中心地もあり郊外地もあり中山間地もあって、それぞれに、はままつ顔を持っていると思う。よって「はままつ顔となる」という部分は要らないと思う。
----------	--

【市の考え方】その他

ご指摘のとおり、浜松市は多様な地域性による様々な「顔」を持っていますが、JR 浜松駅を中心とした都心は、その中でも浜松市を代表する顔と考えるため、計画案のとおりといたします。

提案 73	姫街道、二俣街道（秋葉街道）等々の由緒ある道なのに歴史に埋もれてしまって顧みられない道が多々あると思います。そんな道に光を与えて貰えたらと思います。例えば、姫街道の市野宿、ここを江戸時代の町並み風にして、映画や時代劇のロケに使ってもらうようにするのもあると思います。
----------	---

【市の考え方】その他

姫街道、二俣街道のような地域特有のまち並みや地域の歴史を物語る街道については、地域の誇りや個性として保全し、その魅力を継承していくことを、「第2章 4-4.(2) 地域の歴史・文化に配慮した景観演出」に位置づけております。個別・具体の事業については、関係部局において推進してまいります。

第2章 4. 分野別の方針 4-5. 防災（意見数 7件）

提案 74	東海地震を想定した場合、三方原台地に災害防止拠点を設置し万全な防災対策計画に位置づけるべきと思うが、如何か？
提案 75	三方原台地を将来の防災拠点の中心に位置づけた仕組みを具現化させる。トリプル地震（東海・東南海・南海）を想定する対策、地球温暖化に伴う台風の大型化、集中豪雨、竜巻等に備えて防災センターを設置する。（場所…県企業局の配水場の膨大な空きスペース）。利用効率（使い勝手）を点検し現状以上の土地の有効利用を図る。勿論、県との折衝が伴う。民地ではないので借地方式でも交渉は難しくないと思われる。地域住民のコミュニティーエリアを持ち合わせた施設も併設する。
提案 76	三方原地区は農業・工業・商業、また住宅地、公園、そして人口が最も多い。そして台地として地盤が盤石であり、まとまった土地が確保できる。よって、本庁の代わるべきものの一つとして、防災機能を充実させる。もうひとつ先のことを考えるならば、本庁に代わるべく第2市役所的なものも考えても良いのではないか。
提案 77	この計画全体をみると、三方原地区は影が薄い。もう少し考えてくれればと思う。災害に一番強いのは三方原地区なので、災害時の対策拠点として三方原地区を考えることくらい描いてくれてもよい。

【市の考え方】その他

災害時における拠点の位置づけは、「浜松市地域防災計画」において示すものとなります。今後、「浜松市地域防災計画」との整合を図りつつ、必要に応じ、都市計画を展開してまいります。

提案 78	災害時、道路を緊急輸送路及び避難路として使えない場合も想定されます。学校に臨時ヘリポートを開設するなど以外に、道路が各所で寸断された際の対策は考えていますか？
----------	---

【市の考え方】案の修正

「浜松市地域防災計画」において「既存道路のすべてが崩壊し、他の交通に方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要を生じた場合は所要の措置を講じる。」と定めておりますが、平成21年8月に県の防災計画が修正され、新たに「海上輸送」に関する「海上交通の確保」についての記述が追加されたことから、本市においても、現在、「浜松市地域防災計画」に同様の記述を追加する準備を進めているところです。寄せられたご意見により、「第2章 4-5.(2) 《展開施策》」を次のように修正します。

《修正内容》

(修正前)

経路代替性の高い道路ネットワークにより、緊急輸送路・避難路を確保します。

(修正後)

経路代替性の高い道路ネットワークにより、緊急輸送路・避難路を確保するとともに、緊急輸送の方法として海上交通の確保を目指します。

質問 26	東部公民館は、災害時の避難場所になっているが、避難した人達がどこに集まるのか。ホールは3階にあるだけでスペースは狭く、多くの人は無理。
----------	---

【市の考え方】その他

避難場所の配置計画については、「浜松市地域防災計画」において検討していくものとなります。

提案 79	台風による高潮、高波、地震による津波などへの備えは着々と進められてきているが、河川の氾濫、集中豪雨への言及が見当たらない様です。 例えば、 500mm/H以上の豪雨が、2時間以上続いた時に、プールとなる所は、どことどこで、何時間後に排水可能か、又、排水稼働率と河川堰堤能力とのバランスはいかなるもののでしょうか。 天竜川決壊時の進水速度と（舗装道路が3次水路となる）排水期間（海からの対応はあるが、内陸部からは農業用をベースとした排水となっている）は、どの様に想定されていますか。 排水路に汚泥が溜まり、水の流れを阻害していると思われる。 <例>東部排水路の国道1号線南溜池の汚泥...寺脇排水機場北 県立遠州浜公園北（地蔵遊門北）の国道1号線南側排水路 等
----------	---

【市の考え方】盛り込み済

河川の氾濫、集中豪雨への対応施策については、「第2章 4-5.(2) 水害対策の推進」及び「第2章 4-6.(1)河川の基本方針」に示しております。

第2章 4.分野別の方針 4-6.その他都市施設（意見数 2件）

要望 21	中部浄化センター、西遠浄化センターからの処理水は、馬込川を通じて、太平洋に流出されている様ですが、河口での水質はどうなっているか気掛かりです。かつての水遊び・船遊びの出来る馬込川、芳川を望むものです。
----------	--

【市の考え方】その他

中部浄化センター及び西遠浄化センターに入った雨水・汚水については、適正に処理され、馬込川に放流しております。「第2章 4-6.(2)下水道の基本方針」においても、「良好な水循環の創出」を下水道の基本方針の1つとして示しております。

提案 80	第2章4-6.(2)下水道の基本方針「良好な水循環の創出」の文章について、「市街化区域」「市街化調整区域」の表現を「市街地」「郊外地」とすべき。
----------	--

【市の考え方】案の修正

計画案では、市民に対しわかり易い表現とするため、都市計画法に基づく用語をなるべく使用しないこととしています。よって、寄せられたご意見により、「第2章4-6.(2)下水道の基本方針[良好な水循環の創出]」の記述を次のように修正いたします。

《修正内容》

(修正前)

本市は、浜名湖や天竜川をはじめ、湖沼や河川などの自然環境を有しており、これらの水質保全を図るとともに、快適な生活環境の創出のため、市街化区域では公共下水道事業を推進し、市街化調整区域では少子高齢化に伴う人口減少を考慮して、～

(修正後)

本市は、浜名湖や天竜川をはじめ、湖沼や河川などの自然環境を有しており、これらの水質保全を図るとともに、快適な生活環境の創出のため、市街地では公共下水道事業を推進し、郊外地では少子高齢化に伴う人口減少を考慮して、～

第2章 5. テーマ別の方針 5-2. 都心の育成 (意見数 23件)

提案 81	第2章5-2.(3)都心育成の方針《美しさと潤いを兼ね備えた空間の創出》に記載のある「市民や国内外から訪れる人々に「はままつ」を印象付け」について、また、第2章5-2.(4)都心育成に向けた取り組み《美しさと潤いを兼ね備えた空間の創出に向けた取り組み》で記述している「本市の玄関口にふさわしいまち並みの創出」、「都心にふさわしいまち並み景観の形成」とは具体的に全体構想には盛り込まないのか？抽象的なことを並べるよりも、その方が市民にとってわかりやすい。
----------	--

【市の考え方】盛り込み済

「第2章5-2.(4)「美しさと潤いを兼ね備えた空間の創出」に向けた取り組み」において、

- ・アクトタワーを中心として高層建築物群の景観を築き、色彩の調和が図られたランドマークを創出
- ・高層建築物の屋根形状を工夫するなど、印象的で心地よいスカイラインを創出
- ・公共空間では、花や緑、照明、モニュメントなどにより賑わいを演出し、民有空間では、建築物・工作物のデザインや色彩を誘導

と示しております。また、「第2章4-4.(2) はままつ顔となる魅力的な都心景観の形成」においても展開施策を示しております。

提案 8 2	中心市街地については、抽象的なきれいごとを並べるよりも、ある程度具体化した内容を盛り込み、浜松の方向性を明確化するべき。浜松として、具体的にどんな中心市街地を目指すのか？
提案 8 3	政令指定都市となったのに、新幹線のぞみの停車すらできない浜松に、他の政令市と肩を並べられるような施策がほしいように思える。都心部に魅力あるものを持っていけるようにできないものだろうか。
提案 8 4	第 2 章 5-2. (2)【都心現状図】が示されていますが、都心環状線に囲まれた地域と、現在の公共施設や繁華街・大規模商業施設の分布が大きくずれているように見えます。環状線の内側を今後どのように整備していくか、ビジョンが見えません。

【市の考え方】その他

都市計画に関する基本的な方針となる本計画の役割として必要な取り組み内容を、「第 2 章 5-2. (4)都心育成に向けた取り組み」に示しています。なお、市全体としては、ここに掲げた取り組みだけではなく、都心育成に必要な個別・具体の施策を、関係部局において推進してまいります。また、計画案における都心の範囲は、「概ね都心環状線に囲まれた区域」としており、市役所、浜松城などは、都心環状線の外側に位置しますが、これらも都心の核として扱っています。

提案 8 5	中心市街地での商業施設の誘致はムリ。もう何年も同じようなことをしているのでもいい加減にわかってほしい。郊外と同じような商業施設では、中心市街地では勝てるはずがない。ただし、政令市らしい都心の顔は必要である。この際、発想を転換して、商業施設の誘致以外のことも考えるべきでは？現時点での市としての考え方をお伺いしたい。
提案 8 6	中心市街地への商業施設の誘致以外として、例えば市総合計画のように「都市の顔、薫る文化の中区」を象徴するような文化施設。他都市には負けないもの、例えば劇場や美術館、大型催事場（メッセ）、大学など、東京、名古屋、大阪の中間位置を活かして東西から呼び込みできるようなもの。商業施設にこだわるなら、よっぽど目新しいものを取り入れるしかない。（郊外商業施設と同等では負けが決まっているから）東京にしかないブランドショップ（H&M など）、東京、大阪にしかない海外本社の店（IKEA など）。又は日本にまだ進出していないブランド店を誘致する。短期間で商業施設を誘致するには、名古屋にもないものが良い。もう一つの方法として子供をひきつけるようなものを考える。（キッズニアなど）自然に親も来て中心市街地が自然に賑わう。浜松のものづくりを活かした体験型施設、農業生産額 4 位を活かした体験型施設。

<p>提案 87</p>	<p>浜松市の中心街を活性化し、多くの他都市の客を誘致するためには、デパートやスーパーの誘致ではなく、他の都市のどこにもないような新しい音楽文化都市をめざした戦略を立てることが重要と考える。</p> <p>その戦略の一環として松菱跡地には世界の音楽に関する情報を受、発信し、環浜松駅周辺文化施設としてアクトや楽器博物館などとリンクし、1歩先を行く音楽文化を提供する施設を建設することである。</p> <p>この戦略を進めるためには音楽家や音楽施設管理者、浜松ならではの楽器や輸送機器、光やIT産業などの高度な技術者などと協働してプロジェクトチームを発足させ、夢のような音楽文化の創造を進めていくことを提案したい。</p>
<p>提案 88</p>	<p>浜松市は政令市の中でも特に中心市街地が寂れている。近年郊外の商業施設が目立ち、市民の傾向が変化している。中心市街地の空き店舗が目立ち、政令市の顔としてふさわしくない。</p>
<p>提案 89</p>	<p>松菱跡地において、地権者がもめている中で、本当に魅力的な都心景観は形成されるのか？また、市が地権者の問題と判断した場合、市としては税金をつぎ込まず、都心景観や活性化案としてマスタープランに入れる必要がなくなるのではないかと？</p>
<p>提案 90</p>	<p>中心市街地活性化として、まちなかに人を集めて業務の出来る企業の誘致をしたらどうか。</p>
<p>提案 91</p>	<p>現在浜松市は、駅周辺がとても寂しくなってしまう活気がなくなり、残念に思っております。浜松駅を通る人が少なすぎると感じます。ですから、人を集めることが重要と考えます。例えば、企業を浜松駅近くに誘致するとか、市役所を今の松菱の跡地に移転するとかして、多くの人々が浜松中心街に来なければならぬしくみを作らないとダメではないかと思う。</p>
<p>要望 22</p>	<p>松菱のビルを解体して新たなまちづくりへ仕切り直す機会になることを期待する。8年の間、郊外には大型店が次々と進出し、中心街の人の流れも変わり、寂れている。深刻な不況で財政も厳しく、かつての構想も実現できないと思われるが、政令市の中心街だけに何とかならないのでしょうか。</p>

【市の考え方】その他

「第2章 5-2.(3)都心育成の方針[多様な都市機能の集積と連携強化]」において、「市民の多様な都市活動を支え、広域圏を牽引する中心として、商業・業務、学術・文化、居住、情報、娯楽、行政などの高次な都市機能を集積します。」と示しており、商業施設だけではなく、多様な都市機能を高次集積することとしております。また、市全体としては、ここに掲げた取組みだけではなく、都心育成に必要な個別・具体の施策を、関係部局において推進してまいります。

提案 92	浜松の都心の交通網・交通アクセスお粗末である。 浜松市の顔、浜松駅周辺の景観・風格・美しさはない バス路線の回遊性がない 公共交通のアクセスが悪い 公共施設への利用アクセスが悪い 以上のことから、求心性を高めます。とか、確保します。創出しますなどの言葉で済ませてほしくない。
----------	--

【市の考え方】盛り込み済

都市計画に関する基本的な方針となる本計画の役割として必要な都心における交通施策を「第2章 5-2.(4) 「歩いて楽しめる回遊性の確保」に向けた取り組み」及び「第2章 4-2.(2) 都心の活性化を支える交通施策の推進《展開施策》」に示しています。

質問 27	都心への自動車のアクセス性を高いレベルに設定すると、公共交通の利用は見込めません。【都心育成に向けた取り組み方針図】では、鍛冶町通りや田町中央通りが幹線道路から外されています。自動車交通を抑制するのでしょうか。
----------	---

【市の考え方】案の修正

都心交通については、都心環状線の多車線化により自動車交通の円滑化を図り、都心環状線の内側では、細街路のモール化や交通規制の実施により、安全でゆとりある歩行空間の創出に取り組んできました。今後も、これらの取り組みを継続して、歩きやすいまちづくりに取り組むことから、都心環状線の内側に位置する鍛冶町通り、田町中央通りについては、自動車交通を処理することが主目的ではなく、歩行者優先の位置づけとしています。ただし、自動車の通行を排除するものではありませんので、寄せられたご意見により、「第2章 5-2.(4) 【都心育成に向けた取り組み方針図】」を次のように修正いたします。

《修正内容》

(修正前)

幹線道路の一部が図示されていない。

(修正後)

すべての幹線道路を図示するとともに、田町中央通りについては、歩行者空間を図示します。

提案 93	市営の駐車場は料金を引きさげるか、無料にしたらどうか。
----------	-----------------------------

【市の考え方】その他

市営駐車場の経営は、利用者負担の原則に基づき、有料としています。また、利用料金の値下げは、建設費及び管理運営費などの支出経費と料金収入のバランスを確保した中で検討していくものと考えています。

提案 94	浜松中心街において、駐車場はあまり作らないようにすれば、バス・電車の利用が増える。その代わりに、バス・電車の乗りやすい所に無料駐車場を作るなりすればどうでしょう。
----------	---

【市の考え方】盛り込み済

「第2章4-2.(2) 交通手段の連携《展開施策》」において、JR浜松駅周辺では、駅前広場の改善、駐車場・駐輪場の適正配置によって、本市の核となる交通結節点として機能強化を図ることやその他の主要鉄道駅などでのパーク＆ライドの導入を位置づけております。

提案 95	浜松という街は、公共交通機関が非常に弱いところであるから、車がなければ、生活出来ない都市となっている。その都市構造のため、郊外型の大型店舗が可能になる。その構造を何とかしない限り、難しいのではないか。
----------	--

【市の考え方】盛り込み済

ご指摘のように、本市は、自動車による移動分担率が高く、車社会となっております。計画案では、「第2章5-3.公共交通と連携した土地利用」において、過度に自家用車利用に依存しない都市構造を構築するため、公共交通と連携した土地利用について示しております。また、本市では、「浜松市商業集積ガイドライン」及び大規模集客施設制限地区の指定に基づき、都市全体としてバランスのとれた商業施設の立地誘導を図っております。

提案 96	新川に関して、緑地として構想はあっても、何十年も手つかずであり、発想を変えて廃止し、埋めるなど、もっと有効利用したほうが良い。
----------	---

【市の考え方】その他

計画案では、新川を都心内の広場的空間として位置づけています。

提案 97	中心市街地活動事業として、浜松城の復元整備に市民を巻き込んだ活動を展開する。例えば、復元募金または城下町の風情作りアイデアの募集と全国城下町風情視察調査員の募集。または、開花の早い桜並木作り等で街中に観光客をひきつけてはどうでしょうか。
----------	--

【市の考え方】その他

計画案では、浜松城がある浜松城公園を都心の核の1つとして再整備し、都心の魅力を高めていくことを位置づけております。個別・具体の事業については、関係部局において推進してまいります。

要望 23	ギャラリーモールについて、企業の私的使用にならぬよう、市は管理し、浜松市のために活用してください。
----------	---

【市の考え方】その他

ギャラリーモールは市の所有であり、市民の空間として今後も活用してまいります。

要望 24	浜北区は副都心形成を目指しています。それに対する取り組みが5点示されており、実現され、都心を補完する多様な都市機能の集積拠点になるよう期待します。
----------	---

【市の考え方】盛り込み済

副都心の形成については、既に策定されている「浜北副都心構想」に即して、「第2章 5-2.(5)都心を補完する副都心の育成」に示しております。「総合的な行政機能の確保」・「賑わい・出会い・文化の創出」・「交通機能の向上」・「快適な居住空間の創出」・「産業育成、人材育成の場の創出」を図るため、計画案で示した取り組みを推進してまいります。

提案 98	副都心構想についてはより具体的表現が必要と考える。浜北副都心づくりの一環として、浜松市の防災機能を備えた中心拠点づくり 国・県の出先機関の誘致。例えば、厚生年金機構（浜松東税務署）等の移設誘致、県営のスポーツ施設（野球場等） ヤマハ発動機(株)浜北工場が新都田へ移転すればその跡地へ
提案 99	浜松市都市計画マスタープランのワークショップで提案した浜北副都心を正しく表現していただきたい。市の行政機能の一部を担い、都市機能の集積を図り、都心を補完する。 浜北駅周辺は、地理的にも遠州地域の中心部にあり、人・物・文化・情報の交流拠点とする。 災害に強い都市づくりとして、浜松市の安全地帯とする。(10mの津波が来ると浜松市街地は全滅する)

【市の考え方】その他

副都心の形成については、既に策定されている「浜北副都心構想」に即して、「第2章 5-2.(5)都心を補完する副都心の育成」に示しております。個別・具体の事業整備計画については、関係部局において検討してまいります。

第2章 5. テーマ別の方針 5-3. 公共交通と連携した土地利用（意見数 5件）

提案 100	三方原地区は、北区と中心市街地を結ぶ集中地として主要な交通の結節点となっており、公共交通と連携した土地利用においても位置づけを明確にすべきではないか？
提案 101	東区内の遠州鉄道の駅に交通結節点ないことや浜北駅と上島駅の距離からも是非西ヶ崎駅（もしくは積志駅）を「主要な交通結節点」に指定して頂きたいと思います。

【市の考え方】その他

計画案で位置づけている「主要な交通結節点」とは、将来都市構造で拠点とした「都心」、

「副都心」、「地域交流拠点」及び「地域生活拠点」のなかで、鉄道駅を中心とした拠点と統合させております。よって、三方原地区、西ヶ崎駅（もしくは積志駅）周辺については、「主要な交通結節点」としての位置づけをしておりません。しかし、当地区周辺は、公共交通の利便性を活かした土地利用を誘導する区域として、将来都市構造において「都市軸」として位置づけています。

提案 102	「主要な交通結節点」は、将来都市構造で整理された「地域交流拠点」等と対応するはずであるから、その関係について説明すべき。
-----------	--

【市の考え方】案の修正

ご指摘のとおり、「主要な交通結節点」とは、将来都市構造で位置づけた拠点のうち、鉄道駅を中心とした拠点を抽出して位置づけております。寄せられたご意見により、「第2章5-3. 公共交通と土地利用が連携する主な地域」の記述を次のように追記します。

《修正内容》

(修正前)

公共交通と土地利用が連携すべき主な地域は、以下に示す主要な交通結節点の周辺及び都市軸周辺とします。

(修正後)

公共交通と土地利用が連携すべき主な地域は、以下に示す主要な交通結節点の周辺及び都市軸周辺とします。なお、ここで示す「主要な交通結節点」とは、将来都市構造で位置づけた拠点の核となっており、鉄道駅を中心とした交通結節点のことです。

提案 103	公共交通の利用促進を実現させるための効果的かつ具体的な方策が示されていないように思います。公共交通と連携した土地利用への誘導がうたわれていますが、現在の市街化区域とバス路線では対応できません。バス輸送効率の悪い地域を市街化調整区域とし、遠州鉄道線沿線など鉄道沿線の市街化地域化を進めてゆくことが有効ではないですか？
-----------	---

【市の考え方】盛り込み済

公共交通の利用促進を実現させるための効果的かつ具体的な方策については、「第2章5-3. 公共交通と連携した土地利用」に示しております。なお、バス輸送効率の悪い市街地は、公共交通を改善すべきであり、市街化調整区域にするということは考えておりません。また、郊外地のうち都市軸上においては、「開発許可制度の活用によって、住居系土地利用を緩和する」という考え方を示しております。

要望 25	鉄道駅周辺に人口が集まる施策を是非検討して頂きたい。駅前広場やミニバスターミナルの積極的な整備や、そこへの住宅の誘導策等を総合的に展開して、駅周辺等に人が集まるように積極的に検討して頂きたい。
----------	--

【市の考え方】参考意見

ご指摘の内容につきましては、「第2章 5-3. 公共交通と連携した土地利用」に示しております。計画案に示した取り組み内容を着実に進めていくための仕組みについても今後検討してまいります。

第2章 5 . テーマ別の方針 5-4. 郊外地における居住と工業のあり方（意見数 2件）

提案 104	郊外居住のゆるやかな集約を実現するためには、居住地を集約するために例えば宅地と農地を交換する手法や、宅地を農地に戻す手法などの開発が必要である。都市計画という枠組みにとらわれず、こうした手法について今後研究していくことを本マスタープランに盛り込んでいただきたい。
提案 105	5-4. 郊外地における土地利用の基本的な考え方 において、「農地の保全を最優先として...開発と保全のバランスのとれた土地利用を誘導します。」とあるが、どのようにバランスを取るか具体的な対策をいれるべき。市街化調整区域の宅地化を条件化すべき。

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、郊外地においては、農地の保全と周辺環境に配慮した宅地化の両立を図っていく必要があるため、「第2章 5-4. 郊外地における土地利用の基本的な考え方」の記述を次のように修正します。

《修正内容》

（修正前）

郊外地の良好な緑地・農地の保全を最優先として地域の状況を踏まえ、都市的土地利用を適正な位置で展開し、開発と保全のバランスのとれた土地利用を誘導します。

（修正後）

郊外地の良好な緑地・農地の保全を最優先とし、都市的土地利用の適正な位置での展開や、農地の集団化・流動化を図ることなど、農業政策との連携を図り、開発と保全のバランスのとれた土地利用を誘導します。

第3章 1 . 中 区（意見数 2件）

提案 106	中区の都市計画マスタープランで欠かせない字句は「薫る文化」である。
-----------	-----------------------------------

【市の考え方】案の修正

ご指摘の「薫る文化」とは、「浜松市総合計画」の中区キャッチフレーズ「都市の顔 薫る文化の 中区」から由来するものと思います。ワークショップにおいても、まちづくりキ

ワードに「歴史と文化の薫るまちづくり」と提案されましたことから、寄せられたご意見により、「第3章 1-3.まちづくりの基本的な考え方[潤いあるみどりの創出と歴史的資源の保全・活用]」の記述を次のように修正します。

《修正内容》

(修正前)

市の歴史文化のシンボルである浜松城公園をはじめ、区内に点在する歴史的資源の保全・活用により、まちの魅力と個性を形成します。～

(修正後)

市の歴史文化のシンボルである浜松城公園をはじめ、区内に点在する歴史的資源の保全・活用により、歴史や文化の薫りを感じるまちづくりを推進します。～

提案 107	馬込川西側の東街区は街灯も明るく、道路も広くなったが、馬込橋から東側は街灯も暗く安全性に欠ける。中学生等の帰路は危険である。戸建の家が少なくなりマンション等が増えると周囲は閑散としてしまい、目が行き届かなくなる。
-----------	--

【市の考え方】盛り込み済

「第3章 1-3.まちづくりの基本的な考え方[安全性と利便性を兼ね備えた快適な暮らしの確保]」において、安全性の高い都市基盤を整えることを示しています。また、本市では「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を平成22年1月に施行しています。この条例や計画案で示した考え方に基づき、今後も安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

第3章 2.東区(意見数 9件)

提案 108	第3章 2-2.特性と課題に「公共交通の連携が不足しています」とあるが、道路や線路は繋がっているものなので、区ごとに切れない部分がある。天竜川駅はまさに東区と南区が入り組んだところにある。天竜川駅より中区の浜松駅まではたった4分、この特性生かした交通アクセスを考えるべき。当然、高塚駅をも視野に入れた考えをすべき。
提案 109	天竜川駅の橋上化により東海道線南と北の通りを良くすれば、駅の利便性が良くなり、駅前の活性化にも多少効果があるのではないか。
提案 110	県道子安・中ノ町線を走行しているバスを天竜川駅経由にすれば、天竜川駅の存在が大きくなる。JR東海道線と浜松東部と結ぶ接続点とすべきである。

【市の考え方】盛り込み済

「第3章 2-5.(2)[公共交通の改善と連携強化]」において、「JR天竜川駅及びその周辺では、駅舎の橋上化及び自由通路の整備を進めるとともに、駅前広場機能を整備・充実する」

という考え方を示しております。また、「第2章 4-2.(4)【公共交通ネットワーク方針図】」では、JR 天竜川駅～遠州鉄道上島駅～JR 高塚駅を繋ぐ環状方向のバス等の公共交通を将来の構想路線として示し、これらの施策について「浜松市総合交通計画」に基づき、その実現化に向け取り組んでまいります。

提案 111	区役所周辺及び JR 天竜川駅周辺は、拠点形成だけでなく、都心及び南区役所へのアクセスも考えた、交通・景観・拠点形成を考えなくてはならない。
-----------	--

【市の考え方】盛り込み済

東区役所周辺や JR 天竜川駅周辺から都心までの公共交通ネットワーク及び地域生活拠点としての賑わいが感じられるまち並み景観については、「第3章 2-4.【拠点などの配置方針図】」及び「第3章 2-5.(4)[拠点景観の形成]」において位置づけをしています。ただし、JR 天竜川駅から南区役所への公共交通によるアクセスについては十分な需要が見込めないため、位置づけをしておりません。

提案 112	東区は、市街化調整区域、農業振興地域内に住宅地が密集し、農業に不適な土地になっています。土地利用について区民に明確な指標をだす必要があります。
-----------	---

【市の考え方】盛り込み済

郊外地での暮らしの維持や人口拡散を抑制して効率的な都市経営を実現するため、「第2章 5-4. 郊外地における居住のあり方」において、「開発許可制度による土地利用規制によって、将来都市構造で位置づけた郊外居住地域へ緩やかな居住の集約を図る」という考え方を示しています。また、東区において、これに当てはまる地区を「第3章 2-5.【東区まちづくり構想図】」に既存集落維持地区として図示しております。

提案 113	工場跡地へ大型ショッピングセンター、娯楽施設が進出し、町の様相が一変しダウントウンからゴーストタウン化する恐れなしとはいえません。法、条例による早期規制に踏み切ることが必要です。
-----------	---

【市の考え方】盛り込み済

「第2章 4-1.(2) 《展開施策》【商業・業務系】」において、「商業集積ガイドラインや特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の指定に基づき、都市全体としてバランスのとれた商業施設の立地誘導を図ります。」と示しています。既に工業系用途地域では、延べ床面積1万平米以上の大規模集客施設は立地不可となる法的規制を行っています。

提案 114	東区は東に天竜川という自然の恵みがあり、大いに活用すべきである。その河川敷を整備して、市民の憩いの場所として、遊歩道とか、芝生を植えグランドゴルフ場、子供の遊び場としたらどうか。現在、低木など雑木が生
-----------	--

	い茂っているので、防犯上もよくない。
--	--------------------

【市の考え方】その他

天竜川は、「第2章 3-2.【将来都市構造図】」において「水辺の帯」として位置づけ、豊かで雄大な自然環境を保全し、観光・レクリエーションの場として活用することとしています。

要望 26	身近に緑、公園が少ないことも気になります。利用価値の少ない土地、放置された空き地をミニ公園として積極的に活用することは必要だと思います。
要望 27	大瀬町地区と上石田町地区に公園の構想があるが、笠井地区にはない。中学校区くらいの割合で公園を造る予定はないのか。1反でも半反でもいいので、農地転用をして公園を造ってもらえると良い。

【市の考え方】その他

「第2章 4-3.(2) 身近な公園の配置・整備」において、「子供の遊びや健康づくり、子育て、休憩、地域コミュニティの形成、防災など様々な機能を持つ街区公園などの身近な公園について市域にバランスよく配置・整備」する考え方を示しています。個別・具体的な事業整備計画については、関係部局において推進してまいります。

第3章 3. 西区（意見数 9件）

要望 28	「ひとつの浜松」と言いながら、漁業・漁港に関する記述が少ない。極めて残念です。漁業や港を加えることは新浜松市にとって市勢に厚みを増すものと思うが如何ですか。
----------	--

【市の考え方】盛り込み済

ご指摘のとおり、西区の漁業は本市の重要な産業の1つとして認識しております。このような考えの基、「第3章 3-2. 農水産業が盛んです。」において、農水産業環境の保全の必要性を明示し、「第3章 3-3. [地域資源を観光に活かしたまちづくり]」において、農水産物を地域資源として観光に活かしたまちづくりを展開する考えを示しています。

提案 115	館山寺、JR 弁天島駅間の公共交通網が十分使われていない。使われる計画に
-----------	--------------------------------------

【市の考え方】その他

本計画は、都市計画に関する基本的な方針となるものです。このため、具体的な公共交通に関する施策は、「浜松市総合交通計画」に基づき進めてまいります。

提案 116	JR 弁天島駅にユニバーサルデザイン（エレベータの設置）や駅前の活性化（キオスクの再開）など必要
-----------	--

【市の考え方】その他

JR 弁天島駅については、観光地の玄関口となる鉄道駅として認識しておりますが、本計画では、エレベータ設置等について具体的な位置づけをしておりません。ユニバーサルデザイン化については、乗降客などの推移をもとに今後、関係部署において検討してまいります。

提案 117	JR 弁天島駅から浜名線（浜松方面）が2系統（舞阪町内経由、舞阪小学校経由）、館山寺線（村櫛経由）を再興する。街づくりラインの制定。
-----------	--

【市の考え方】その他

ご指摘の3路線については、現在運行しておりますが、地域のバス路線の維持、改善は、地域の皆様が主体となって検討することが重要であると考えています。

提案 118	旧舞阪町の人口増加が問題（現在3~5万人規模にしていない）
-----------	-------------------------------

【市の考え方】その他

舞阪町の人口は現在、約12,000人となっております。人口増加は望ましいことですが、今後は全国的に人口減少が進むと予測されている中、舞阪町の人口が、今後3万~5万に達することは非常に予測しがたい状況です。

要望 29	舞阪町（四町）は車道を基本的に広げない、歩道、自転車道、プレジャーボート係留施設は除外。
----------	--

【市の考え方】その他

本計画は、車道拡幅などの具体的整備について示すものではなく、個別・具体の道路整備計画については、関係部局において検討してまいります。

要望 30	東海道の宿場町である旧舞阪を浜松市と同等に扱ってほしい。
----------	------------------------------

【市の考え方】その他

現在の浜松市は、旧12市町村が対等の立場で合併し誕生した市です。

要望 31	舞阪町弁天島に遠方の方（東京、大阪、名古屋）の公共交通熟練者の人々が居住できるように、東京の東海道の宿場と同じ設備を設ける。（LED信号機、都市ガス、ケーブルTV、光ファイバIG）などのもの、時期現状において進化
----------	--

	をする。
--	------

【市の考え方】その他

ご指摘の件につきましては、直接、本計画に関係するものではございません。

提案 119	合併時の調整方針の中に盛り込まれていて未着手の「フィッシャーマンズワープ構想」はどうなっているのでしょうか。それこそ都市計画のなかできちんとした位置づけをして練り上げる必要があるではないですか。
-----------	---

【市の考え方】その他

「フィッシャーマンズワープ整備構想」については、浜名湖観光圏整備事業と「浜松市水産業振興基本計画」との連携を図る中で、水産、観光、商業などの多面的機能が十分に発揮できるよう、事業主体など様々な課題について関係団体と協議してまいります。直接、本計画への位置づけは必要ないものと考えますが、具体的な整備計画段階においては、必要に応じ都市計画を展開してまいります。

第3章 4.南 区（意見数 9件）

提案 120	第3章4-2.特性と課題に「公共交通の利便性が不足しています」とあるが、JR高塚駅・JR浜松駅・JR天竜川駅浜松市にJRの駅が三つもあることは浜松市の財産です。不足どころか全く生かされていません。改善でなく、もっと具体的な期限を切った具体策を出すべきではないですか。今の状況では前に進みません。
提案 121	第3章4-5.分野別の方針において、JR高塚駅・JR天竜川駅周辺のことを記載されているが、「充実します。構築します。」とあっても、どこをどうする、何をどのように等、全く見えてこない。

【市の考え方】盛り込み済

「第3章4-5.(2)[公共交通の改善と連携強化]」において、「JR高塚駅、JR天竜川駅及びその周辺では、公共交通を利用しやすくするため、駅舎の橋上化及び自由通路の整備を進めるとともに、駅前広場機能を整備・充実します。また、バスと様々な交通手段との乗換えが可能なミニバスターミナルの設置を図り、利便性の高い公共交通ネットワークを構築します。」と示しています。ここで示した施策については、「浜松市総合交通計画」に基づき、推進してまいります。

提案 122	第3章4-4.(2)軸・帯・ネットワーク 公共交通ネットワークに、「JR東海道本線の活用やバス路線の再編」とあるが、『都市交通デザイン研究会』では、「浜松型次世代交通システム」検討してきた。これを取り入れるべき。
-----------	--

【市の考え方】盛り込み済

新交通システムについては、「第2章4-2.(2) 公共交通ネットワークの構築と利用促進」において、「今後、都心へのアクセス需要が増えた時には、新たな公共交通システムにて対応します。」と示しています。具体的な路線等は未確定であるため、区別構想での記載は致しません。

提案 1 2 3	第3章4-5.【南区まちづくり構想図】において、天竜川河川敷一帯を公園地域として指定する。グリーンツーリズム、エコミュージアムの観点から一帯的な取扱いが必要です。
-------------	---

【市の考え方】その他

天竜川については、「第2章3-2.【将来都市構造図】」において、「水辺の帯」として位置づけ、「第3章4-4.【拠点などの配置方針図】」に反映しています。天竜川の豊かで雄大な自然環境を保全し、観光・レクリエーションの場として活用します。

提案 1 2 4	第3章4-5.(5)防災「水害対策の推進」の項目を「水害及び津波対策等」とする。そして津波対策について今少し具体的な項目を記述する。
-------------	--

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、「第3章4-5.(5)防災[水害対策の推進]」の記述を次のように修正します。

《修正内容》

(修正前)

[水害対策の推進]

天竜川の改修促進、遠州灘海岸の侵食に対する海岸保全に努めるとともに、芳川の堤防を強化し総合的な高潮、高波、津波対策を推進します。～

(修正後)

[水害・津波対策の推進]

天竜川の改修促進、遠州灘海岸の侵食に対する海岸保全に努めるとともに、遠州灘海岸の堤防等の強化、整備推進及び芳川の堤防強化により、総合的な高潮、高波、津波対策を推進します。～

また、上記の修正に合わせ、「第3章3-5.(5)防災[水害対策の推進]」及び「第3章5-5.(5)防災[水害対策の推進]」の記述を次のように修正します。

《修正内容》

(修正前)

[水害対策の推進]

(修正後)

[水害・津波対策の推進]

提案 125	遠州灘などの豊かな自然環境の保全・活用や農業の活性や商業の活性、そして観光の活性を考え、中田島や区役所の近くに「道の駅」設置を希望します。人の流れを少しでも南区に向く様にすれば、商業関連、観光等も活発化されるし、それに伴い、区、市が活性化されます。
-----------	--

【市の考え方】その他

中田島や区役所の近くは、「第2章 3-2.【将来都市構造図】」で観光交流拠点に位置づけており、「第3章 4-4.【拠点などの配置方針図】」に反映しております。本計画は、都市計画に関する基本的な方針であることから、「道の駅」等個別の土地利用について示すものではありません。

なお、「第3章 4-5.(1)[工業・流通業務立地誘導地区]」において、観光交流拠点周辺の国道1号沿道では、沿道サービス施設の立地について検討することを示しております。

提案 126	南区馬込川沿いには、汚物処理場、ごみ焼却場、廃棄物中間処理場、学校、公園、区役所、天然ガス集積場、卸商団地等、各施設が存在し、近代産業後始末部と、自然・文教・高齢者施設等が共存し、国道1号線が横切り、太平洋と中田島砂丘と近接する特異な地区であり、各種のポテンシャルを有しています。これを統括し、有効活用が必要と考えます。
-----------	--

【市の考え方】参考意見

ご指摘のように、南区には各種施設、幹線道路、自然が存在します。それらを活かし、南区の特徴でもある工業・農業などの産業がさらに活発に展開するまちづくりを進めてまいります。

提案 127	浜松市全体でまちづくり構想等の実現性・方向性を考えたとき、7区のうち、南区の位置づけはどの程度のものか。
提案 128	南区が遅れをとっていると感じている。南区に位置づけが何もないので残念である。これは、地元も考えるべき問題であろうが、位置づけがないと、未来を描く上でも問題である。

【市の考え方】盛り込み済

区が所有する特色ある地域性を活かしたまちづくりを展開することで、浜松市全体のまちづくりが実現できるものと考えます。特色ある地域性を踏まえ、南区での特徴的な位置づけとしては、「第2章 3-2.【将来都市構造図】」において、遠州灘海岸及び天竜川を「水辺の帯」、遠州灘海浜公園（中田島地区）を中心とした一帯を「観光交流拠点」と位置づけるほか、「第3章 4-5.【南区まちづくり構想図】」において、国道1号沿道などに工業・流通業務立地誘導地区を配置しております。

第3章 5.北 区（意見数 21件）

質問 28	井伊谷地区・三ヶ日地区の地域生活機能集積地区においては、現在あるいろいろな機能を維持した上で機能集積を図るのか。
----------	--

【市の考え方】その他

井伊谷地区、三ヶ日地区では、これまでの地域の中心性を維持し、市民の日常生活に必要な身近なサービスなどの機能集積を図ります。

提案 129	人口、世帯数の増加率や人口密集度の考慮から、所轄警察署を三方原地区（根洗町、新都田辺り）に移設した方が北区全体の安心安全のまちづくりにつながるし地震対策、立地条件にも見合う。
提案 130	観光の視点から、三方原地区に三方原合戦記念館などを建設する。
提案 131	浜松北エリアには300～500人を集める施設が無い。初生町の県企業局跡地や新都田の地域自治センター西側の当初学校用地であった場所に、集会場をもってきて、活性化に繋げていきたい。この計画に反映されていても良いと思う。

【市の考え方】その他

本計画は、都市計画に関する基本的な方針を示すものであり、個々の施設計画を示すものではありません。個別・具体の施設計画については、各分野の個別方針・個別計画の中で示すものとなります。

提案 132	浜松北エリアは、農業振興地域の位置づけがされているが、現実問題として荒地も増え、管理も出来ない。今の状態の中で土地利用のあり方として、ベストの選択なのか。
-----------	---

【市の考え方】その他

耕作放棄地問題など農地の現状については認識をしておりますが、これらの問題に対する方策は、「浜松市農業振興基本計画」において示していくものとなります。計画案においては、「第2章3-2.【将来都市構造図】」において郊外地を2つに区分し、緑地・農地の保全と都市的土地利用をバランスよく展開していくことを示し、この考え方に沿って、「第3章5-5.【北区まちづくり構想図】」では、既存集落維持地区と田園居住・産業振興地区を配置し、今後の土地利用方針を明らかにしています。

提案 133	都田地区の新たな工業用地に、仮に工場の進出が難しいとなった時、人が集まる施設をもってきて、活性化に繋げていきたい。具体的には、野球場、陸上競技場などのスポーツ施設。
-----------	--

【市の考え方】その他

「第2章4-1.(2) 《展開施策》【工業・流通系】」及び「第3章5-5.(1)[工業専用地区]」

において、「都田地区の新たな工業用地では、工業専用地域の指定によって、工業系土地利用の担保を図る」と示しています。

提案 134	都田地区においては、少子化の中、浜松大学を活用した計画を樹立すべきではないか。
提案 135	浜松北地域には大学2校・高校3校あり若者が集い居住する学園都市を構想の中に組み入れる。
提案 136	浜松北エリアには、聖隷三方原病院とかりハピリテーション病院、浜松大学などがあり、そのようなゾーンを計画に反映できないか？

【市の考え方】その他

学校や病院などの施設に着目したテーマ性のあるまちづくりは、地域の皆さんが地域のまちづくりとして進めていくことが期待されます。行政は、そのまちづくりに必要とされる都市計画やまちづくりの支援をまいります。

要望 32	浜名湖周遊自転車道は、観光用のみならず、中学生等の通学路としても利用されています。未だ未開通部分が多いので、早期開通を希望します。(特に三ヶ日中学生が多く利用する神明川河口付近に架橋して、三ヶ日中学生が交通混雑の激しい国道362号をあまり走らなくてよいようになることを期待します。)
----------	---

【市の考え方】その他

「第3章5-5.(2)[浜名湖周辺の観光を促進するための交通環境の整備]」において、「観光地としての浜名湖の魅力を向上させるため、浜名湖沿岸を通る浜名湖周遊自転車道を活用します。」と示しています。また、ご指摘のような活用としても重要な道路となりますので、関係部局において計画的な整備を検討してまいります。

提案 137	聖隷三方原病院周辺には医療機関が多くあります。北区の医療圏として交通アクセスが整備されつつありますが、他の中小病院とのアクセスが不十分である。 高齡化に向かい浜松北地域の中に病院が多くあるのは不可欠なことです。「第3章5-5.分野別の方針」に記載されても良いと思う。
-----------	--

【市の考え方】参考意見

高齡化社会の進展により、今後は益々公共交通の充実が必要であると認識しております。本計画は、都市計画に関する基本的な方針を示すものであり、中小病院との交通アクセスについて示すことはしておりません。今後「浜松市総合交通計画」に基づき、地域が主体となって検討するものと考えております。

提案 138	三方原の防風林についてどんぐりの森とか地域に来てもらって楽しんでいただけるようなものを反映したらどうか。
-----------	--

【市の考え方】案の修正 P59,P141

三方原の防風林については、保全だけではなく、都市における緑地として活用していくことも重要であることから、寄せられたご意見により、「第2章 4-3.(2) 《展開施策》」及び「第3章 5-5.(3)[地域の歴史・文化と一体となったみどりの保全・育成]」の記述を次のように追記します。また、個別・具体の事業については、関係部局において推進してまいります。

「第2章 4-3.(2) 《展開施策》」

《修正内容》

(修正前)

三方原の防風林、東海道や姫街道の松並木を地域の歴史と一体となったみどりとして保全します。

(修正後)

三方原の防風林、東海道や姫街道の松並木を地域の歴史と一体となったみどりとして保全します。また、三方原の防風林については、都市における緑地として活用できるよう、整備を進めます。

「第3章 5-5.(3)[地域の歴史・文化と一体となったみどりの保全・育成]」

《修正内容》

(修正前)

三方原の防風林や地域に残る鎮守の森などを地域の歴史と一体となったみどりとして保全します。

(修正後)

三方原の防風林や地域に残る鎮守の森などを地域の歴史と一体となったみどりとして保全します。また、三方原の防風林については、都市における緑地として活用できるよう、整備を進めます。

要望 33	森林が整備される計画にならないと、そこは、緑があるだけで人が行かないようなところになってしまうので、みどりの拠点と連携を取りながら進めていただきたい。
----------	---

【市の考え方】その他

市北部の森林については、「第2章 3-1.将来都市構造の基本的枠組み」において、都市の持続的発展に欠かすことのできない経済価値・環境価値を有する資源として適切な保全・活用を図っていく考えを示しています。また、「第2章 4-1.(3)土地利用配置」では、自然環境保全・活用ゾーンと位置づけ、「市北部の森林は、今後とも森林の多面的な機能を維持・向上させていくために、林業振興などにより適正に管理します。森林の利用転換を行う場

合には、防災面や環境面への配慮と周辺土地利用との十分な調整を行い、無秩序な転換を防止します。」及び「森林資源を活用した交流・学習の場などを整備するとともに、自然環境を活かした保健休養やレクリエーション資源としての整備を進めます。」と示しています。これらの方針については、「浜松市森林・林業ビジョン」との連携を図りながら、森林の保全・活用に努めてまいります。

質問 29	「三ヶ日西小裏山地区」の表現は地元ではあまり使われていない。表現としてこれで良いのか？
----------	---

【市の考え方】案の修正

表現が適切でないため、寄せられたご意見により、「第3章5-5.(3)[地域の歴史・文化と一体となったみどりの保全・育成]」の記述を次のように修正します。

《修正内容》

(修正前)

井伊谷宮周辺、引佐城山、三ヶ日西小裏山地区などは、歴史的な資源と一体となったみどりとして、特別緑地保全地区などに指定し保全します。

(修正後)

井伊谷宮周辺、引佐城山、三ヶ日稲荷山周辺(三ヶ日西小の裏山)などは、歴史的な資源と一体となったみどりとして、特別緑地保全地区などに指定し保全します。

提案 139	天竜浜名湖鉄道が東西軸としてあり、これを観光資源に向けた動きが始められているが、蒸気機関車の復活、五山めぐりなど、商工会、観光協会、舘山寺・浜名湖など一元的な取り組みによって一丸的な面の充実を図り、この地に訪れる人がより豊かさを感じてもらえればよい。
-----------	---

【市の考え方】その他

「第2章3-2.【将来都市構造図】」において、浜名湖周辺と天竜浜名湖鉄道沿線の一带を「観光資源活用の帯」と位置づけ、「浜名湖周辺及び天竜浜名湖鉄道沿線の適正な位置に観光レクリエーション系土地利用を展開し、点在する観光資源を活用・連携させる」と示しています。観光の推進のための具体策については、「浜松市観光ビジョン」に基づき、体系的な観光施策を展開しております。

提案 140	この計画は、都市計画区域内について示されているが、大自然である森林部分はその区域に入っていない。みどりの拠点というのは、森林部分に非常にたくさんあるのに、都市計画区域に入っていないので位置づけないというのは矛盾を感じる。観光資源についても北区の中では都市計画区域外に代表するものがあるのに地域内外で一律に区切ってしまうのはどうか。
-----------	---

【市の考え方】盛り込み済

北区北部には、民間施設の奥山公園や奥山花街道、静岡県自然環境保全地域でもある渋川つつじ公園など多数の自然資源があることは認識しています。関連計画である「浜松市緑の基本計画」では、20年後の将来像を見据え今後の10年間で整備又は維持管理等何らかの充実の見込みがある場所をみどりの拠点として位置づけており、本計画においても「浜松市緑の基本計画」と整合を図り、「第3章5-4.【拠点などの配置方針図】」において、みどりの拠点を位置づけています。この内、「いなさ湖」については、都市計画区域外での、みどりの拠点となります。

提案 141	今後益々少子高齢化が進む北区の都市計画マスタープラン(案)について、特に検討を要望するのは交通機関の充実、整備及び主産業の第1次産業を維持管理する新しい若人等の居住環境整備の規制緩和である。
-----------	---

【市の考え方】案の修正

ご指摘の第1次産業従事者の居住環境整備の規制緩和については、現行法において、所謂「農家住宅」としての条件を満たしていれば、都市計画法の許可不要となっております。また、交通機関の充実、整備においては、特に中山間地では、地域の実情に応じ、日頃の生活に必要な足がバスなどの公共交通によって確保・維持されていることが、将来の公共交通のあるべき姿でありますので、寄せられたご意見により、「第3章5-5.(2)[公共交通の改善と連携強化]」及び「第3章7-5.(2)[公共交通の改善と連携強化]」の記述を次のように追記します。

《修正内容》

「第3章5-5.(2)[公共交通の改善と連携強化]」

(修正前)

～また、主要鉄道駅では、パークアンドライドやサイクルアンドライドの導入などにより交通結節点の機能を充実します。

(修正後)

～また、主要鉄道駅では、パークアンドライドやサイクルアンドライドの導入などにより交通結節点の機能を充実します。なお、最低限の移動ニーズに対応した公共交通サービスについては、特に中山間地などにおいて充実を図ります。

「第3章7-5.(2)[公共交通の改善と連携強化]」

(修正前)

～また、西鹿島駅では、遠州鉄道と天竜浜名湖鉄道の乗り継ぎ円滑化を促進します。

(修正後)

～また、西鹿島駅では、遠州鉄道と天竜浜名湖鉄道の乗り継ぎ円滑化を促進します。なお、最低限の移動ニーズに対応した公共交通サービスについては、特に中山間地などにおいて充実を図ります。

要望 3 4	引佐北部は中山間地であるが数多くの名所・旧跡があるので、観光・農業を伸ばしていただきたい。
-----------	---

【市の考え方】その他

観光・農業における個別・具体の事業については、「浜松市農業振興基本計画」や「浜松市観光ビジョン」に基づき関係部局において推進してまいります。また、計画案では、「第3章 5-3. [多彩な産業や地域資源を活かしたまちづくり]」において、観光、農業を活かし、更に高めていくことを示しております。

提案 1 4 2	一番心配するのは、この計画に入っていないと取り残されるという不安が地域にあることだ。
-------------	--

【市の考え方】その他

本計画は、都市計画に関する基本的な方針を示すものであり、農業や観光などの都市計画分野以外の方針について具体的に示しておりません。計画案に記載されていない地域の重要な項目は、「浜松市総合計画」で位置づけされているものと考えます。

提案 1 4 3	西部特別支援学校・根洗学園・子羊学園等々障害のある子供の施設や各種作業所、老人の為の施設は、浜松市の中でも多い地域です。ユニバーサルデザインに配慮した町づくりが必要です。
提案 1 4 4	北区の将来像（市総合計画）は「産業と自然が織りなす人にやさしい北区」なので、“やさしい”という言葉に対し、計画案にユニバーサルデザインに配慮した文言があると良い。

【市の考え方】その他

ご指摘のユニバーサルデザインへの配慮については、全市的に行われるべき重要な視点の1つとして捉え、区別構想で個々に記載することをしないで、「第2章 1. 都市計画の基本理念」において、「市民生活の質の向上」を掲げ、今後のまちづくりの基本的な方向性の1つにしております。

第3章 6 . 浜北区（意見数 1件）

要望 3 5	浜北駅を中心とした、又、遠鉄沿線の商業・行政地域 浜北インターを中心とした産業地域 尾野・染地台・姥ヶ谷地区の工業用地 平口地区の研究・学術・教育地域 内野台・染地台等の住宅地域 その他農業・緑地地域と云った大まかな設定に於いての道路網の拡充が急がれる。
-----------	---

【市の考え方】その他

計画案では、「浜松市総合交通計画」との整合性を図りながら、市全体あるいは広域的連携の視点から基本的な道路ネットワークの考え方を示しております。個別・具体の道路整

備計画については、関係部局において検討してまいります。

第3章 7. 天竜区（意見数 3件）

要望 36	防災として天竜川の改修促進が挙げられている。ここに書かれているのは一般論である。地域を知らない。天竜地域の川に係る災害がどうであったか検証してほしい。
----------	---

【市の考え方】その他

本計画は、都市計画に関する基本的な方針を示したものであり、水害対策に関する個別・具体施策については、「天竜川水系河川整備計画」に基づき、関係機関及び関係部局において推進してまいります。

要望 37	少子高齢化が顕著な天竜区において、今後、この地に安心して住み続けることができる地域づくりが重要だと思います。旧市町村にある自治センターも、地域の拠点として機能を縮小することのないように切に願うところです。マスタープランの課題の中で、防災対策は早急に推進していただきたいと思います。（土砂災害、崖崩れ、天竜川ダムによる災害など）
----------	---

【市の考え方】その他

ご指摘のとおり、安全で安心できる暮らしの確保は大変重要なことです。計画案では、「第2章 3-1.(2) 地域に応じた生活環境の創出」の中で、中山間地では、佐久間、水窪、春野、龍山などの中心集落を地域生活拠点として必要な基盤を整えることを示しており、また、「第3章 7-3.[地域特性を活かした個性あるまちづくり]」の中で、地域の中心を大切に、地域コミュニティの維持を図ることを示しております。また、防災対策については、土砂災害や水害等への対策を推進してまいります。

提案 145	北遠地域は山の中で緑一色（中山間地の色）であり、今後どうなるか見えてこない。 明るい未来がくるようなマスタープランを作ってほしい。
-----------	--

【市の考え方】盛り込み済

計画案では、北遠地域について産業振興や観光交流による活性化など、幅広いまちづくりの視点から今後取り組んでいくという考え方を示しております。個別・具体の中山間地における振興施策は、「浜松市中山間地域振興計画」に基づき、関係部局において推進してまいります。

第4章 1. 実現への取り組み（意見数 4件）

提案 146	【住民協議推進条例の仕組み】において、土地利用協議会の下部組織を充足すべき。
-----------	--

【市の考え方】その他

「住民協議推進条例」は、地元住民発意による地区のまちづくりを支援することを目的に定めた条例です。そのため、土地利用協議会に下部組織や部会を必要に応じて設置することは地区住民等から組織される協議会の自主性に委ねられています。

提案 147	情報が届かない世帯があったり、市政に関心を市民に持ってもらえなくては「浜松市都市計画マスタープラン(案)」は(案)で終わってしまうので、テレビやラジオなどメディアをもっと活用してはどうでしょうか？
-----------	--

【市の考え方】参考意見

ご指摘のとおり、本計画の周知は大変重要なことと考えています。そのため、ホームページでの公開や、広報紙等を活用し、市民にわかりやすく伝え、都市計画について関心を持っていただくよう努力していきます。

提案 148	この計画を市民に周知・共有化するため、キャッチフレーズ的なものがあると、より理解が進むと思う。市民一人ひとりが容易に理解できる言葉があれば、この膨大な計画が具体化される。
-----------	---

【市の考え方】盛り込み済

「第2章 2. 将来都市像」に、キャッチフレーズとなる「多彩に輝き、持続的に発展する都市～みんなが幸せになれるまち・はままつ～」を示しております。

要望 38	<p>市民が安心・安全を軸として生活して行けるかが重要である。年を変えての実現性がどの位出来るかが重要である。本プランは良く検討されているが、進行上注意しないと行き詰ってしまう恐れが見受けられる。</p> <p>各地区それぞれ特性があり、平均的にものごとをまとめようとするれば、失敗する。行政の意向をインターネット等 IT 関連で大々的に PR するだけでは NG となり、ベストプランも徒労になってしまう。せっかくの20年に渡るプランであるから、実現に向かい、頭を使い、足を使って行ってほしい。時代によって変更する場合があると思いますが、すみやかに対応しなければ意味がない。</p>
----------	--

【市の考え方】参考意見

ご指摘のとおり、本計画を実効性を伴うものにしていくことは非常に重要であります。関係部局と連携し、行政のみならず市民等と協働しながら、積極的に取り組み、また、進捗状況を管理・評価し、必要に応じ見直し、着実に本計画の実現を図ってまいります。

第4章 2. 進行管理（意見数 6件）

提案 149	5年毎の検証及び見直しが必要である。
提案 150	進行状況を管理・評価して結果や社会情勢の変化などに対応して見直すことを行っていくことを希望します。
提案 151	世の中の動きが激しいので、5年毎のチェックが良いのか疑問に思う。
提案 152	見直しを10年とあるが、このような時代なので、例えば7年にしたほうが良い。

【市の考え方】その他

「第4章2.[都市計画マスタープランの管理・評価]」の中で、概ね5年ごとに実施される都市計画基礎調査に合わせ、都市計画マスタープランの進行状況を管理・評価することを示しております。

また、見直しについては、「第4章2.[都市計画マスタープランの見直し]」の中で、概ね10年後の定期見直しを基本として、点検・評価の結果や社会経済情勢の変化等に対応して機動的に都市計画マスタープランを見直すことを示しております。

提案 153	進行管理についてももう少ししっかり書く必要がある。都市計画基礎調査に併せて5年毎にチェックするとなっているが、浜松市が独自でここについては押さえておきたいという部分があると思うので、そのところは、浜松市が独自でチェックすることが必要。都市計画マスタープランが基となって、各分野の計画がたてられていくなれば、具体化するそれぞれの計画は、生活により近いものとなっていくので、そのチェックを都市計画マスタープランでどう評価するかが重要になってくる。
質問 30	5年毎の進行管理については、都市計画マスタープランに書かれているやや抽象的な事を進行管理するのか、それとも都市計画マスタープランを基に立てられたいろんな計画の進行管理をして、具体性のある進行管理をしていくのか？

【市の考え方】盛り込み済

本計画の管理・評価については、できる限り客観的かつ総合的・横断的に実施することが重要であると考え、「第4章2.[都市計画マスタープランの管理・評価]」に、アンケート調査による市民満足度や都市計画基礎調査にはない産業・観光などの指標も示しながら、市独自に行っていくこととしております。また、関係部局や別分野を交えた庁内組織を設け、連携しつつ、総合的に管理してまいります。

計画全体（意見数 42件）

<p>提案 154</p>	<p>20年間という長期に渡る都市計画プランの基本理念(市民生活の質の向上)を取り上げた場合、“住民一人一人の暮らしが充実し、市民生活の質の向上が実感できるよう、日常生活の利便性や都市の防災性の確保、ユニバーサルデザインの取り入れなど、安心安全なまちづくりを目指す”云々との表現されておりますが、何時の時点で何が出来てくるのか、そこには地域、区別単位の具体的な実施事項が何も見えてこない。理念に沿う基本構想から実施に移していく目標別施策(例えば、防災防犯対策や交通安全対策、公共交通対策等々)の短期(1-4年)中期(5-8年)長期(9年以降)毎に実現させる案件を述べないと、抽象的な言葉の羅列に終わってしまうだけじゃないですか。180ページもの紙面を割くだけの果実がどれほどのものであるのか私たち市民の目には理解しづらいです。</p>
<p>提案 155</p>	<p>今後20年を想定したなかで、どんな都市を目指すのかという重点戦略と、それに基づいたリーディングプロジェクトが示されていません。展開施策においても、多くは「対応する」「推進する」「充実する」といった抽象的な表現のため真実味が伝わってきません。市民目線にたった実効性の伴ったマスタープランにしていきたいと思います。</p>
<p>提案 156</p>	<p>計画に対する評価・管理について述べていますが、第2章・第3章においては目標も目標数値も示されていませんので具体性がありません。目標数値と施策が示されていてこそ評価と管理ができ、P・D・C・Aが可能となります。短期計画(5年計画)には目標数値とそれを達成するための施策を掲載していただきたいと思います。</p>
<p>提案 157</p>	<p>総じて方向性が見えません。個々の文章はもっともなのですが、どのような方策をいつまでに行い、どの程度の効果が期待されるのかが書かれていません。そもそも、マスタープランには具体的なことをあまり書かないのかもしれませんが、市民としては、それでは判断が困難です。</p> <p>また、チャレンジ性が見えません。お示しいただいた案は、いずれも現状の延長線から全く逸脱せず、既定路線を追随しているように見えます。時代が大きく変化していることを前提としておられるなら、浜松市として、今後どのような都市計画の転換をするべきなのかを明確に示していただきたいと思います。</p>
<p>提案 158</p>	<p>PR(広報、啓蒙、教育)を掲げていますが、人の行動を変えるには情報の中身が重要であり、人を動かすには動機と行動を先読みしなければなりません。そのためのシステムを綿密に作り上げないとPRなど何の役にもたちません。今回の案には肝心のシステムづくりについてあまり触れられていないのが残念です。</p>

提案 159	計画が総花的で重点項目をしぼるべきだ。
提案 160	より時限的且つ具体的構想が必要である。
提案 161	20年後の都市計画を公表されてもピンとこないのので、計画策定の際、市民へ数年単位（年度ごと）での日常の身近な暮らしに直結する都市計画の説明も必要ではないか？
提案 162	計画の実現に向けては市民に分かりやすいように優先順位をつけることを提案します。そのためのリサーチと住民協議（区協議会）への義務付けをお願いします。
提案 163	マスタープランに基づいて、具体的な建設計画の策定を5年位の時間経過を単位として行うべきではないか。

【市の考え方】その他

都市計画は、その目的の実現に時間を要するものであることから、長期的な見通しをもって定める必要があるため、本計画は、概ね20年後を目標とした都市計画に関する基本的な方針として示しております。分野別・個別計画については、本計画に基づいて、より具体的な目標及び展開施策を示していくこととなります。その中で目標値・運用に伴う具体的な方策等が示され、各事業の展開を図ることとなります。

また、本計画の周知を積極的に行ないつつ、評価指標に基づく管理・評価を適正に実施し、本計画の実現を図ってまいります。

都市計画の転換に関しては、計画案の中で、将来都市構造として、拠点ネットワーク型都市構造の構築を図り、低炭素都市形成や効率的な都市経営が可能となる集約型の都市構造の実現に繋げていくことを示しております。

提案 164	経済低迷、人口減少な未来に向けて、理想的な美辞麗句の羅列プランではなく、財政や将来的状況に見合った、コンパクトのプランをしてほしい。もっと現実的に、足もとを見つめたものとしてほしい。
提案 165	これからの経済の動向の分析や見通しに基づいて策定されたものであるのか判断できない。都市計画の基本的理念や都市像も経済的理論を欠いては、机上の空論である。
提案 166	夢を描く事もわかるが、現実とのギャップを埋めなければならない。それを踏まえて浜松市の方向性を出す必要がある。
要望 39	理想的なプランが立てられておりますが、長期にわたるものでありますので、机上の空論にならない様に、と強く感じます。

【市の考え方】その他

本計画は、社会情勢や市の現状等を勘案し、都市計画に関する基本的な方針を示したも

のです。効率的な都市経営が可能となる将来都市構造を構築するため、本計画の実現を図ってまいります。

提案 167	三遠南信地域の事も考えれば天竜川で区切るのではなく、磐田市も視野に入れた都市計画でないと意味が無い。
提案 168	夜間人口が「まち」のを形成する基本ではないでしょうか。掛川・袋井・磐田から湖西までの120万人の大浜松市となることも想定し、または同じ経済圏としてのスケールで都市計画を立案することが肝要です。
提案 169	20年後を想定すると、今の浜松市でなくて、場合によっては、磐田市・湖西市まで含めた大浜松市になるという想定のもと、道路行政が必要であり、都市計画をつくっていかねばいけません。しかし、この計画は、非常に小さな浜松で、考え方が非常にスケールが小さい。

【市の考え方】その他

本計画は、市町村の都市計画に関する基本的な方針として定めることから、計画対象地域は市単位としております。

また、広域的観点を確認するため、周辺市町の現況及び今後の見通しを視野にいれて検討しております。

提案 170	ものづくりの都市が20年続くとは思えない。そこを考えて将来像を示す必要がある。将来は今の延長線上にはないと考えるべき。
提案 171	ものづくりの街浜松が活性できるしくみを計画してほしい。例として、経済産業省のEVタウン構想、国土交通省の環境対応自動車を活用したまちづくり等、国家事業に参加するのよいいのではないか。
提案 172	浜松は“ものづくりのまち”なので、研究開発を振興し具体的に実施すべきと思う。

【市の考え方】その他

計画案では、将来都市像を実現するため、「第2章3-1.将来都市構造の基本的枠組み」の3つの基本的な枠組みの1つである「都市活力を向上するために」の中で、「ものづくり都市」としてさらなる発展を目指し、多様な産業を地域特性に応じて展開していくことを示しております。産業に関する個別・具体の展開施策については、関係部局において推進してまいります。

提案 173	浜松型コンパクトシティについての言及が全くありません。少なくとも何らかの言及があるべきではないのでしょうか？
-----------	--

【市の考え方】盛り込み済

浜松型コンパクトシティについては、コンパクトという表現が一極集中を図るとの誤解

を招くため、「拠点ネットワーク型都市構造」を構築することとし、それが集約型の都市構造の実現に繋がるものとしております。

提案 174	最近特に感じることは、すべての事柄において、市民はあまりにも行政に依存しすぎているのではないだろうか？例えば、中心市街地の活性化についても言える事で、本来なら、そこに住む住民や商業者が考えるべきではと思う。民間の努力に官が協力する自然な姿が望ましい！
-----------	---

【市の考え方】盛り込み済

計画案では、「第4章 1. 実現への取り組み」の中で、市民・NPO・企業等の多様な主体が適切な役割分担のもと、参加・協働によるまちづくりを推進することを示しております。また、中心市街地活性化においても、「第2章 5-2.(4) 都市再生緊急整備地域における都市機能の集積」の中で、民間活力による都市機能のさらなる集積に取り組むことを示しております。

提案 175	中心街だけが市ではない。もっと道路整備、ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化、福祉、医療などを促進すべきと考えます。
-----------	---

【市の考え方】盛り込み済

道路整備については、「第2章 4-2.(2) 《展開施策》」の中で、環状道路、放射道路及び幹線道路などの整備を推進する等と示しております。また、ユニバーサルデザイン化（バリアフリー化）については、「第2章 1. 都市計画の基本理念」の一つである「市民生活の質の向上」を図るための考えとして示しております。なお、福祉・医療に関する個別・具体の展開施策については、関係部局において推進してまいります。

提案 176	浜松には、素晴らしい施設が沢山ある事を今一度再確認すべきです。浜松には、自然・風土・文化施設・工業・産業・歴史等々、利点を見直し、掘起し、活用すべきと考えます。
-----------	--

【市の考え方】盛り込み済

ご指摘のとおり、地域資源を活用することは重要なことと考えており、「第2章 1. 都市計画の基本理念」の一つである「地域特性を活かしたまちづくりと相互連携の強化」には、地域固有の産業基盤や自然資源、歴史・文化・風土などの地域特性を活かしたまちづくりを目指すことを示しております。また、「第2章 2. 将来都市像」として示した「多彩に輝き、持続的に発展する都市～みんなが幸せになれるまち・はままつ～」の「多彩」には、自然環境や産業、伝統・文化などの多様性という意味が込められております。

提案 177	政令市になる前に作られた都市計画に左右されることはないんじゃないですか。計画はあっても工事が始まっていない所だけではなく、工事中のどこ
-----------	---

	ろでさえも変更を求める姿勢でいいんじゃないですか？それぐらいの意気込みを感じさせるマスタープランにしてください。
--	--

【市の考え方】盛り込み済

都市計画は長期的かつ広域的な視野に基づいて各種事業を進めていくべきものであり、計画案は、現状を踏まえつつ、これからの時代に即した実効性のある計画として新たな視点を加えながら検討しております。

また、「第4章1.[行政主体によるまちづくりの展開]」の中で、計画案で示した将来都市像を実現するために、将来の社会情勢を的確に捉え、効率的なまちづくりのために、必要な都市計画決定・変更を行うことを示しております。

提案 178	浜松を訪れる人の流入・流出というものを如何に豊かにするか。三遠南信地域250万人都市圏というものに弾みをつけるようなものがこの計画に反映できればと思う。
-----------	--

【市の考え方】その他

交流人口の確保は、「第1章1.(3)グローバル化・都市間競争」の中で示しており、重要な課題と捉えています。また、三遠南信地域の枠組みも考慮し、「第2章5-2.(1)都心に求められる役割」の中で、都心の役割の一つとして、三遠南信地域などの広域圏をけん引する中心であることを示しています。

なお、三遠南信地域に関する個別・具体の展開施策については、「三遠南信地域連携ビジョン」に基づき、経済界や教育研究機関、地域住民とともに推進してまいります。

提案 179	持続可能な都市とは、経営的基盤があって可能であり、それを外れると破綻することになる。都市経営についてどう考えるか？税金をどのくらい都市計画に使えるのか計られないといけない。
-----------	--

【市の考え方】その他

本計画は、都市計画に関する基本的な方針を示したものです。都市計画分野への投資額については、「浜松市総合計画」の都市経営戦略に示しております。

提案 180	富山市のように、施策に対しインセンティブなどを盛り込めないのか？
-----------	----------------------------------

【市の考え方】参考意見

計画案に示した施策を着実に進めるための仕組みについて、今後検討してまいります。

提案 181	分野別の方針「交通」・「みどり」・「景観」については「総合交通計画（現在策定中）」「緑の基本計画」「景観形成基本計画」という分野別計画が存在し、それぞれの中で施策が体系化されているため、本マスタープランにおいても
-----------	--

	それらに沿って都市計画を進めていくことを（具体的計画名を掲げて）明記すべき。
--	--

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、分野別の具体的計画名を示す必要があるため、「序章 計画の役割と位置づけ」の中の「関連計画」の記述を次のように修正します。

《修正内容》

（修正前）

関連計画

- ・交通分野の計画
- ・公園緑地分野の計画
- ・景観分野の計画 など

（修正後）

関連計画

- ・浜松市総合交通計画
- ・浜松市緑の基本計画
- ・浜松市景観形成基本計画 など

質問 31	西区、北区の分野別の方針では(1)土地利用(2)交通(4)景観(5)防災等の項目別説明が（地名を除いて）一字一句全て同じ文章で表現されているのは何故でしょうか。西区と北区では一部共通居住地（浜名湖に接する地域）はあっても北区では大半が広大な三方原台地と中山間地で占められており、現状の特性、地域性、課題も色々で、まちづくりに対する考え方やニーズも自ずから異なってくるものです。同一文面で収まるものではありませんでしょうか？
----------	---

【市の考え方】その他

区別構想では、各区の特性・課題・方針を考えた上で、他の区と比べて特に特徴的な部分については取り立てて説明してありますが、本計画は、都市計画に関する基本的な方針であるため、なるべく表現を統一するようにしています。

質問 32	区別構想に書かれてる内容について、さらにより具体的なことが、区の事業として出てくるのか、あるいは一覧としてでてくるのか？
----------	--

【市の考え方】その他

本計画は都市計画に関する基本的な方針であるため、各分野の具体の展開施策については、個別計画の中で示すものとなります。

提案 182	区別構想まちづくり構想図は、現況図と対比して見せたほうがわかりやすくなるのではないか。
-----------	---

【市の考え方】その他

区別構想では、都市計画現状図、拠点などの配置方針図、まちづくり構想図の3つの図面を章立てに沿って示す構成としております。

提案 183	計画を策定する過程が重要で、如何に市民が参画出来ているのかが重要である。ワークショップでそれぞれの区で集まった人たちが作った提案図を含めて、今の構想図があるという変遷があると、市民が参加したことがわかりやすくなるのではないか。
-----------	---

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、「参考資料」に、本計画の策定過程を追加掲載いたします。

質問 33	ワークショップでまとめ上げられた“区民からのまちづくり提案”と今回の“浜松市都市計画マスタープラン案”を一読する限りにおいて、余りにも区民の意見とかけ離れているところに唖然としたことと、具体的な意見や希望が取り上げられず当たり障りのない抽象的な文章表現が多く、何かコンサルトする専門会社が作り上げたものに思えてなりませんでした。大変がっかりした次第です。今思えばあの6回に亘ってワークショップに参加したことは何であったのか税金の無駄な浪費ではないのかマスコミにも問いかけて見たくくなります。
要望 40	昨年8月から6回のワークショップを行いました。提案されたことが反映されていないように思われます。
提案 184	ワークショップには、私も参加したが、私達の意見が非常に良く採り入れられて感謝している。
質問 34	ワークショップの内容は活かされているか。
質問 35	ワークショップで提案した、 ・浜北駅から平口までの一体を「経済商業集客ゾーン」とし都市計画で位置づけて整備をしていく。 ・無計画に都市空間が広がらならないよう、国道152号バイパス沿道を「都市的開発ゾーン」とする。 ・豊富な緑に囲まれて、人・文化・情報が交流する副都心を形成する。 について、どのように解釈し、どう扱うのか？
提案	3年から5年後の計画を書いているような気がしてならない。20年後の構想であるため、こうあるべきだと、なりたいなというのをワークショップで検

185	であるため、こうあるべきだと、なりたいたいというのをワークショップで検討したと思うが、それが描かれていない。
要望 41	ワークショップの意見があまり反映されていない。何のためにワークショップをやったのか。市民の立場で考えて提案したものが反映されていないのであれば、市の信頼を失うことになると思う。そのあたりを考慮して頂きたい。

【市の考え方】その他

ワークショップでは、多くの方々に熱心に参加・議論していただき、その成果を「区民からのまちづくり提案」としてまとめ上げることができました。

ワークショップでの提案・ご意見は、区別構想を検討する際に検討素材として活用させていただきましたが、全体構想との整合性や、都市計画に関する基本的な方針であるという本計画の性格上、個別・具体の事業等についてはワークショップ提案を反映できていない部分もあります。

要望 42	都市計画によって、私権が制限されることが多々ある。計画だけあってそれが実現されないと、私権が制限されたままになってしまう。都市計画マスタープランに基づいて道路とか公園とかを事業する部署については、なるべく私権の制限をすることがないように早期事業化の努力をしないと市民は納得しない。
----------	--

【市の考え方】その他

都市計画の事業は、費用の問題等から、その事業化や事業の完了に時間を要するものですが、本計画の実現に向けて早期事業化に努めてまいります。

提案 186	文章中の言葉「超高齢社会」は、単なる「高齢社会」でよいのでは。
-----------	---------------------------------

【市の考え方】案の修正

ご指摘のとおり、「超高齢社会」という表現は一般的ではないので、寄せられたご意見により、「第1章 1.(1)人口減少・少子高齢化」及び「第2章 4-2. 交通(1)[安全・安心でだれもが暮らしやすいと実感できる交通の実現]」の記載を次のとおり修正いたします。

《修正内容》

「第1章 1.(1)人口減少・少子高齢化」

(修正前) また、65歳以上の高齢者の割合は、平成19年(2007年)に21%を超え、既に超高齢社会となっています。

(修正後) また、65歳以上の高齢者の割合は、平成19年(2007年)に21%を超え、本格的な高齢社会となっています。

「第2章 4-2. 交通(1)[安全・安心でだれもが暮らしやすいと実感できる交通の実現]」

(修正前) 超高齢社会への対応や低炭素社会への変革に向けて、日常生活に必要な移動を自家用車だけに頼ることなく、

(修正後) 高齢社会への対応や低炭素社会への変革に向けて、日常生活に必要な移動を自家用車だけに頼ることなく、

その他(意見数 18件)

提案 187	このような都市計画をもっと早期に示していただけると良かったとは思いますが、内容的には良く練られていると感じました。今回、メリハリのある都市計画、市の将来像が示されたことは一市民として歓迎いたします。
要望 43	浜松市都市計画のマスタープラン(案)内容は大変よいと思います。全体的に賛成ですが、今後は高齢者がますます多くなるし、又、障害者達が安全安心に暮らせる配慮がほしいものです。

【市の考え方】その他

本計画は、浜松市の都市計画に関する基本的な方針として、「将来都市像」を明示することを一つの役割として検討してまいりました。

今後は、この将来都市像の実現に向けて、個別・具体のまちづくり施策の展開を推進してまいります。

提案 188	市内には美術館、博物館、図書館などの文化施設がたくさんあるが分散しているので、もう少し一箇所にまとめてほしい。そうすることにより、浜松を訪れた観光客が、限られた時間の中で各施設を見に行きやすくなると思う。
要望 44	舞阪文化センターは、施設配置適正化計画では廃止となっているが、浜名湖畔の景観のすばらしさ、弁天島駅から徒歩5分という利便性、浜松市の漁業・観光の拠点の近くであることなどを結合した施設とし活かしてほしい。 市内各地区には中央公民館がある。舞阪地区に中央公民館は絶対に必要な施設である。
質問 36	学校や社会福祉施設の基盤づくり・施設の配置について、都市計画の中の位置づけはどうなっているか。
提案 189	公共施設は、利便性の悪いところに作っても通えない。便利なところに位置させるという視点が必要。

【市の考え方】その他

計画案では、全体構想の中で拠点ネットワーク型都市構造の構築を図るとしており、市民の様々な生活行動に応じて拠点を位置づけ、公共交通等の利便性を高めていくこととしています。これにより、各拠点への行政的施設を含めた機能の集約化とコミュニティの維持の両立を図ります。

個別・具体の施設計画については、各分野の個別方針・個別計画の中で示すものとなります。

質問 37	就労や居住・医療などの分野の外国人対応策についてこの計画でどう考えているか。
提案 190	良好な労働力になる人達が「住みたくなるまち」になっているかが大切です。日本人を対象とするか、外国人を対象にするかも検討した計画でなければなりません。果たして、外国人が「住みやすいまち」になっているのでしょうか。

【市の考え方】その他

ご指摘のとおり、市内には外国人の方々も多く居住されていますが、外国人対応策については、都市計画の分野だけで解決できるものではなく、ソフト施策が重要と考えます。就労や居住・医療を始めとする個別・具体の外国人対応施策については、「浜松市世界都市化ビジョン」に基づいて、関係部局において推進してまいります。

要望 45	既存集落維持地区や田園居住・産業振興地区では宅地や農地に隣接する工場等が存在しますが、市街化区域ではなくても、宅地や農地に隣接する場合は、それ相応の騒音対策や環境保護対策を取るよう規制、指導をお願い致します。
----------	--

【市の考え方】その他

ご指摘のとおり、浜松市の郊外地には宅地や農地の他に工場等が多く立地しているのが現状です。計画案では、このような現状を踏まえた上で、郊外地を「郊外居住地域」及び「郊外産業地域」に区分し、さらに、郊外地における工業立地については、「第2章 5-4. 郊外地における工業立地のあり方」の中で、「郊外産業地域内で、周辺環境への影響や都市経営の効率性を考慮した適正な位置で展開を図ります。」として、それらを考慮する際の視点を示しています。

騒音や環境保護については、関係法令により、市街化区域外においても、適切な規制・指導など、その対策を行っています。

提案 191	今後、山林を利用して産廃物（特にアスベスト関係）が市外・県外から多く入ってくるとされる。住民への配慮とか浜名湖の美化関係が重要視されてくるので、都市計画マスタープランの中でそのような条例強化などを盛り込んでもらいたい。
-----------	---

【市の考え方】その他

計画案では、市北部の森林が広がる地域を中山間地と位置づけ、豊かな自然環境を保全することを示すとともに、「第2章 4-1.(2) 中山間地における自然資源の保全と活用」の

展開施策の中で、「森林の利用転換を行う場合には、防災面や環境面への配慮と周辺土地利用との十分な調整を行い、無秩序な転換を防止します。」としています。

ご指摘のような廃棄物対策や環境対策は重要なことと認識しておりますが、個別・具体の展開施策は、関係部局において推進してまいります。

提案 192	関連計画の整合性に加えて、事業や、許認可権が多くの部門に渡るので、常に対象の全体像、将来像を描いた施策、許認可が行える工夫が欲しい。 たとえば気田川の河道工事で川底を平にするのではなく大きな石を残す、戻すなどして川虫、小魚、カワガラスの生息環境を考慮するなどの「自然環境と共生」が組み込まれる制度が必要と思います。
-----------	--

【市の考え方】その他

本計画は、都市計画に関する基本的な方針となるものであり、個別の関連計画の策定及び個別事業の推進においては、全体像・将来都市像を含め、本計画が共通の方針として活用されることにより、一体的なまちづくりが進められます。

計画案では、「第1章3.都市計画に求められる課題」や、「第2章3-1.将来都市構造の基本的枠組み」の中で、自然環境の保全や自然環境との共生を示しております。また、自然環境との共生等に関する個別・具体の展開施策については、「浜松市環境基本計画」に基づき、関係部局において推進してまいります。

提案 193	観光というものは、施設ありきではない。他の分野とは少し違う。土地利用の観点だけでは片手落ちだと思う。観光とは半分は気分とかいうものに左右されるので、是非そういう視点を盛り込んでいただければと思う。
-----------	--

【市の考え方】その他

本計画は都市計画の観点から将来の都市構造の考え方をあらわしたものであり、観光についても観光関連施設の立地や観光資源の位置する場所という視点で記載しています。

観光の推進のための具体策については、「浜松市観光ビジョン」に基づき、体系的な観光施策を展開しております。

提案 194	遠鉄高架事業が計画されていますが、東区の区内は旧二俣街道と隣接しています。ここの道路と線路の間を道路にして地下に洪水対策の貯水用トンネルを作るといえるのでしょうか？
-----------	--

【市の考え方】その他

本計画は、都市計画に関する基本的な方針を示すものであり、個別・具体の事業整備計画については、関係部局において検討することとなります。

提案 195	1.農地転用の面積基準の見直し。一般住宅の上限を100坪程度に、1世帯の平均人員が4名未満と推定すると、現在の基準を下げて良いと思います。 2.一区画を呈している農地の中に、宅地、小規模事業所が混在するような土地活用はなるべく避ける誘導策（税制等）を取ることが出来ないか。 3.宅地に挟まれた農地は、耕作放棄地を誘発します。現在の農業は小型、大型何れかの農機や施設（ビニールハウス等）を使用しなければ出来ない形態になっていますので、農業に適した地形が必要です。 4.大規模農業に偏在した農業政策でなく、小面積土地所有者のできる兼業農業や定年後農業にも配慮する土地利用を希望します。
-----------	---

【市の考え方】その他

本計画は、都市計画に関する基本的な方針を示すものであり、農業に関する個別・具体の展開施策については、関係部局において推進してまいります。

質問 38	浜松市都市計画マスタープランの作成に際して、現地調査を市役所の係りの人が行っているのですか？
----------	--

【市の考え方】その他

計画案を検討するにあたり、平成19年度に実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえるとともに、必要に応じて現地調査を行い、現状の把握に努めてまいりました。また、アンケートや説明会・ワークショップ等を実施することにより、市民の意向の把握にも努めました。

要望 46	マスタープランは20年の長期にわたる計画なのだから、市民への十分な理解を求めてほしい。舞阪地域協議会にも協議事項とすべきではないか。
----------	--

【市の考え方】その他

計画案の検討にあたっては、アンケートや説明会・ワークショップ等を実施することにより、市民の意向の把握に努めてまいりました。また、計画案は各区協議会へ協議し、意見をお聞きしています。

要望 47	マツビシ跡地、ザザシテイ浜松中央館問題について、市民の不信感を払拭するために、経緯を含めた情報の公開が必要と思います。
----------	---

【市の考え方】その他

ご意見のような経緯を含めた詳細な情報については、浜松市として情報公開制度を実施しておりますので、ご活用ください。

提案 196	行政区の削減について 無駄のない区役所でありたい。東区、南区、西区の住民の皆さんは、バスで行くには不便な区役所となっています。バス利用
-----------	---

できる区民は3割弱です。そこで中区、東区、南区を一つに「宅地中心の市街地」、浜北区、西区、北区を「宅地田畑中心の郊外地」、天竜区を「山林中心の中山間地」3区に削減できるのではと考えます。

【市の考え方】その他

本市の行政区は、「浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例」により定められています。計画案は、これに基づく現在の7つの区割りを前提に検討しております。